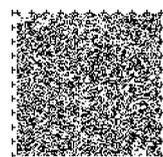


# 第3期函館市障がい福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

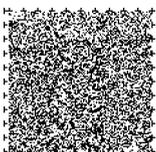
函 館 市



## SPコードについて

この計画書では、各ページの右下または左下にSPコードというものを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



## は じ め に

平成15年4月の支援費制度の導入をはじめ、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが一元的に提供される仕組みに改められ、さらに、平成22年12月には障害者自立支援法等が改正されて、グループホーム・ケアホームの利用助成などが実施されたほか、平成24年度からは利用者負担の見直しや、相談支援の強化等が行われるなど、近年、障がい者施策は大きく変化しております。



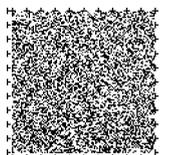
こうしたなか、本市においては、障害者基本法に基づき、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「函館市障がい者基本計画」において「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進するとともに、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供量を確保するため数値目標や見込量などを定める「函館市障がい福祉計画」を策定し、これまで、平成18年度から20年度までを計画期間とする第1期計画および平成21年度から23年度までを計画期間とする第2期計画において、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めてきたところでありますが、このたび、平成24年度からの3か年を計画期間とする「第3期函館市障がい福祉計画」を取りまとめました。

「第3期函館市障がい福祉計画」は、これまでの取組み状況等の分析や市が独自に実施したアンケート調査により、利用者や事業者のニーズ等を的確に把握するなど、取り組むべき課題を整理し、必要なサービス量の見込みやサービス提供体制の整備を取りまとめており、本市におきましては、この新たな計画のもと、障がい者施策のさらなる推進を図ってまいりたい所存でありますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市福祉計画策定推進委員会および同障がい者部会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

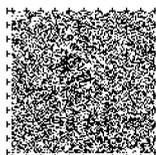
平成24年3月

函館市長 工藤 壽 樹

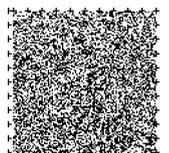


# 目 次

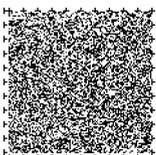
<b>第 1 計画策定の趣旨等</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	3
○「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」 .....	4
○障がい福祉サービスの体系 .....	5
5 前計画における取組みの状況 .....	6
(1) 情報提供の推進 .....	6
(2) 相談支援体制の充実 .....	6
(3) 地域の生活基盤・生活環境の整備 .....	6
(4) 障がいのある人の就労の推進 .....	7
(5) 精神障がい者施策の充実 .....	7
(6) 地域生活支援事業の推進 .....	7
6 ニーズ等の把握 .....	8
(1) 調査の概要 .....	8
(2) 調査結果のまとめ .....	9
<b>第 2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状</b> .....	<b>20</b>
1 障がいのある人の現状 .....	20
2 主なサービス提供基盤の整備状況と利用者数 .....	21
■訪問系サービス .....	21
■日中活動系サービス .....	21
■居住系サービス .....	22
■相談支援 .....	22
■地域生活支援事業 .....	23
3 事業者の新体系における状況 .....	24
(1) 法人が予定している日中活動系サービス .....	24
(2) 法人が予定している居住系サービス .....	29
(3) 法人が想定している施設入所者の 退所後の地域移行先および人数 .....	30



<b>第3</b>	<b>計画推進のための基本的事項</b>	<b>31</b>
1	計画の基本理念	31
2	計画の基本方向	31
	(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重	31
	(2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進	32
	(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備	32
<b>第4</b>	<b>第3期計画における重点的な取組み</b>	<b>33</b>
1	相談支援体制の充実・強化	33
2	地域の生活基盤・生活環境の整備	33
3	地域社会の支え合い	34
4	障がいのある人の就労の推進	34
5	精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実	35
6	虐待防止に対する取組みの強化	35
7	地域生活支援事業の推進	36
8	障がいのある子どもに対する支援の強化	36
<b>第5</b>	<b>平成26年度の数値目標</b>	<b>37</b>
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	37
	・減少見込数	37
	・地域生活移行者数	37
2	福祉施設から一般就労への移行	39
3	就労移行支援事業の利用者数	40
4	就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	41
<b>第6</b>	<b>サービス量の見込み</b>	<b>42</b>
1	障がい福祉サービスと相談支援のサービス量の見込み	42
	■訪問系サービス	
	（居宅介護・重度訪問介護・同行援護	
	・行動援護・重度障害者等包括支援）	42
	■日中活動系サービス	45
	(1) 生活介護	45
	(2) 自立訓練（機能訓練）	46



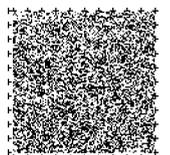
(3) 自立訓練（生活訓練）	47
(4) 就労移行支援	48
(5) 就労継続支援（A型）	49
(6) 就労継続支援（B型）	50
(7) 療養介護	51
(8) 短期入所	52
■ 居住系サービス	53
(1) 共同生活援助（グループホーム）	
共同生活介護（ケアホーム）	53
(2) 施設入所支援	54
■ 相談支援	55
(1) 計画相談支援	55
(2) 地域移行支援	56
(3) 地域定着支援	57
2 地域生活支援事業のサービス量の見込み	58
■ 必須事業	58
(1) 相談支援事業	58
ア 障害者相談支援事業	58
イ 市町村相談支援機能強化事業	58
(2) 成年後見制度利用支援事業	59
(3) コミュニケーション支援事業	60
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	60
イ 手話通訳者設置事業	60
(4) 日常生活用具給付等事業	61
(5) 移動支援事業	62
(6) 地域活動支援センター	63
(7) 障害児等療育支援事業	64
■ 任意事業	65
(1) 福祉ホーム	65
(2) 訪問入浴サービス事業	65
(3) 日中一時支援事業	66
(4) 生活支援事業（中途障害者生活訓練事業）	67
(5) 点訳奉仕員等養成事業	67
(6) 社会参加促進事業	68
ア 運転免許取得助成事業	68
イ 自動車改造助成事業	69



3	児童福祉法に基づく障がい児支援事業のサービス量の見込み	70
	(1) 障害児計画相談支援	70
	(2) 放課後等デイサービス	70
	(3) 児童発達支援	71
	(4) 医療型児童発達支援	71
	(5) 保育所等訪問支援	72
<b>第7</b>	<b>計画の推進</b>	<b>73</b>
1	関係機関との連携	73
2	国や北海道との連携	73
3	計画の進行管理	73

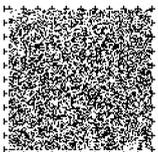
## 【 資 料 編 】

○	函館市障がい者基本計画（抜粋）	74
○	函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）	78
○	計画策定の経過	80
○	函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱	81
○	函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿	83
○	用語解説	84



### 「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり、不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。



### 1 計画策定の背景と趣旨

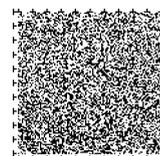
近年、国においては、障がい者施策が大きく変化し、平成15年4月には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年4月には障害者自立支援法が施行されて、これまで障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

さらに、現在、法改正等が進められているなかで、先んじて平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、グループホーム・ケアホームの利用助成や同行援護が実施されたほか、平成24年度からは利用者負担の見直しや相談支援の充実、障がい児支援の強化等が行われることとなっています。

こうしたなかで、本市においては、障害者基本法に基づく「函館市障がい者基本計画」（計画期間：平成18年度～27年度）を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進しているところであります。

また、市町村および都道府県に対しては、障害者自立支援法により、障がい福祉サービスの提供量を確保するために数値目標や見込量などを定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、本市においても、これまで第1期計画（平成18年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきたところです。

「第3期函館市障がい福祉計画」は、国の変革の動きを的確に捉え、これまでの進捗状況等の分析や函館市が実施したアンケート調査により、利用者や事業者のニーズ等を把握するとともに、平成22年度に策定した函館市障がい者基本計画後期推進指針も踏まえながら、取り組むべき課題を整理し、必要なサービス量等を見込むほか、サービス提供体制の整備を進めることにより、障がい者施策のさらなる推進を図るため策定するものです。



## 2 計画の位置付け

---

この計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として、国が同法に基づいて定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）の一部改正」（平成23年厚生労働省告示第478号）に即して策定するものです。

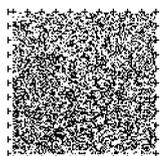
また、本計画については、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」との整合を図るとともに、障害者基本法第9条第3項に基づき、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として、平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画に位置付け、障がい福祉サービスの必要量とその確保に関し定めるとともに、先の国の基本指針を踏まえ、児童福祉法に基づく障がい児支援施策についても、本計画で規定することとしました。

## 3 計画の期間

---

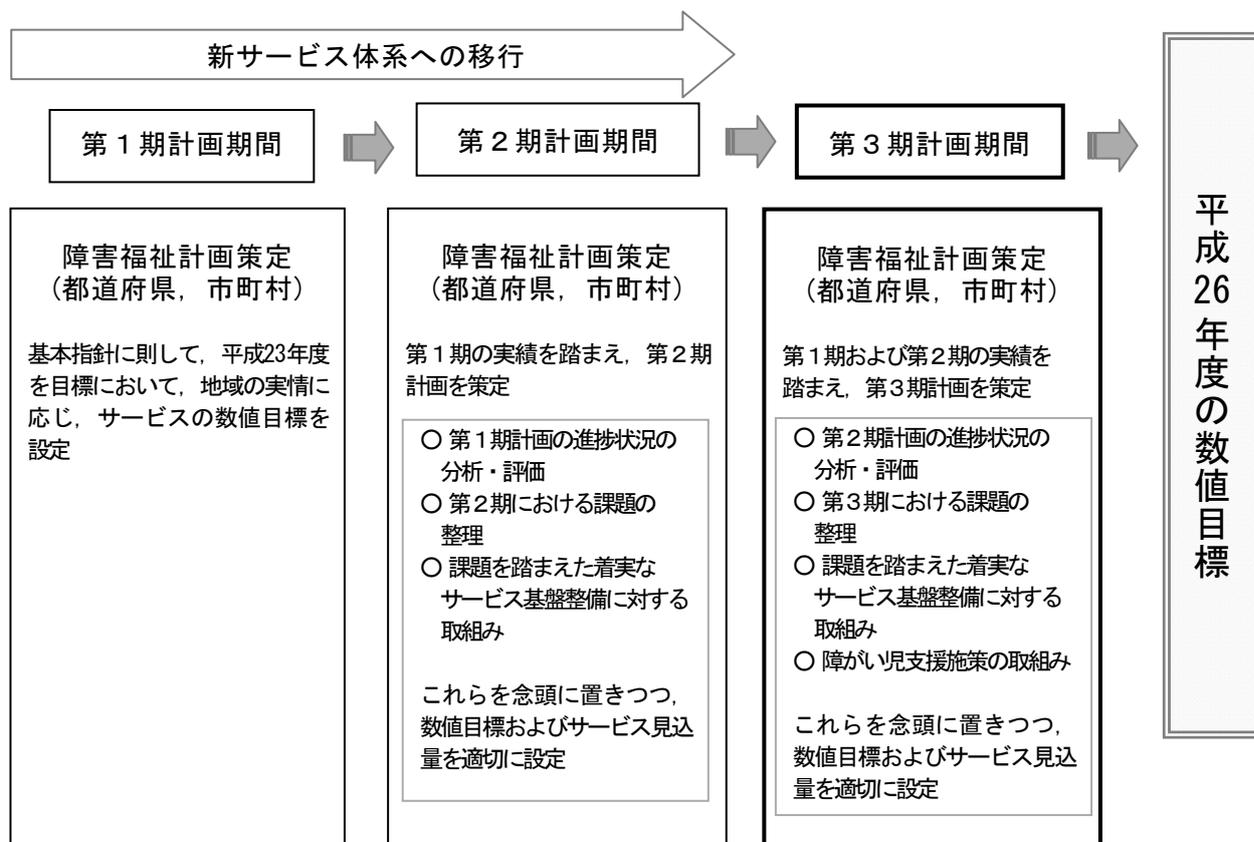
障がい福祉計画は、国の基本指針において3年を1期とする計画として策定することとされており、この計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第3期計画として策定するものです。

なお、本計画期間中に、法の見直し等さまざまな社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて、この計画の見直しを行うものとします。



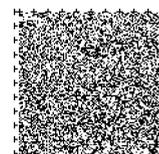
平成

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度



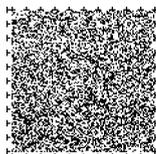
#### 4 計画の策定体制

障がいのある人、高齢者および次世代育成に係る計画の策定と推進を目的として設置され、関係行政機関の職員、関係団体等の代表者、一般公募の市民などにより構成される函館市福祉計画策定推進委員会を開催し、同委員会の障がい者部会における検討などを通じて、幅広い関係者の意見を反映し策定しました。



○「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

区 分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第9条	障害者自立支援法第88条
性 格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	平成18年度～27年度（10か年）	第3期：平成24年度～26年度（3か年）
計画の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援</li> <li>2 保健・医療</li> <li>3 教育・育成</li> <li>4 雇用・就労</li> <li>5 社会参加</li> <li>6 啓発・広報</li> <li>7 生活環境</li> <li>8 情報・コミュニケーション</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度末の達成に向けた地域生活移行や就労支援等に係る数値目標の設定</li> <li>2 障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 障がい福祉サービスごとの平成24年度から平成26年度まで（第3期）の各年度における必要な量の見込み</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>※障がい福祉サービス</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> </ul> </li> <li>②日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護</li> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援（A型）</li> <li>・就労継続支援（B型）</li> <li>・生活介護</li> <li>・短期入所</li> </ul> </li> <li>③居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・共同生活介護（ケアホーム）</li> </ul> </li> <li>④相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援</li> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> </ul> </li> </ol> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 上記2の必要な見込量を確保するための方策</li> <li>4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> <li>5 その他障がい福祉サービス，相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>児童福祉法に基づく障がい児支援事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害児計画相談支援</li> <li>(2) 放課後等デイサービス</li> <li>(3) 児童発達支援</li> <li>(4) 医療型児童発達支援</li> <li>(5) 保育所等訪問支援</li> </ol> </div>

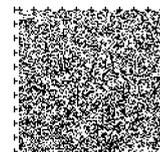
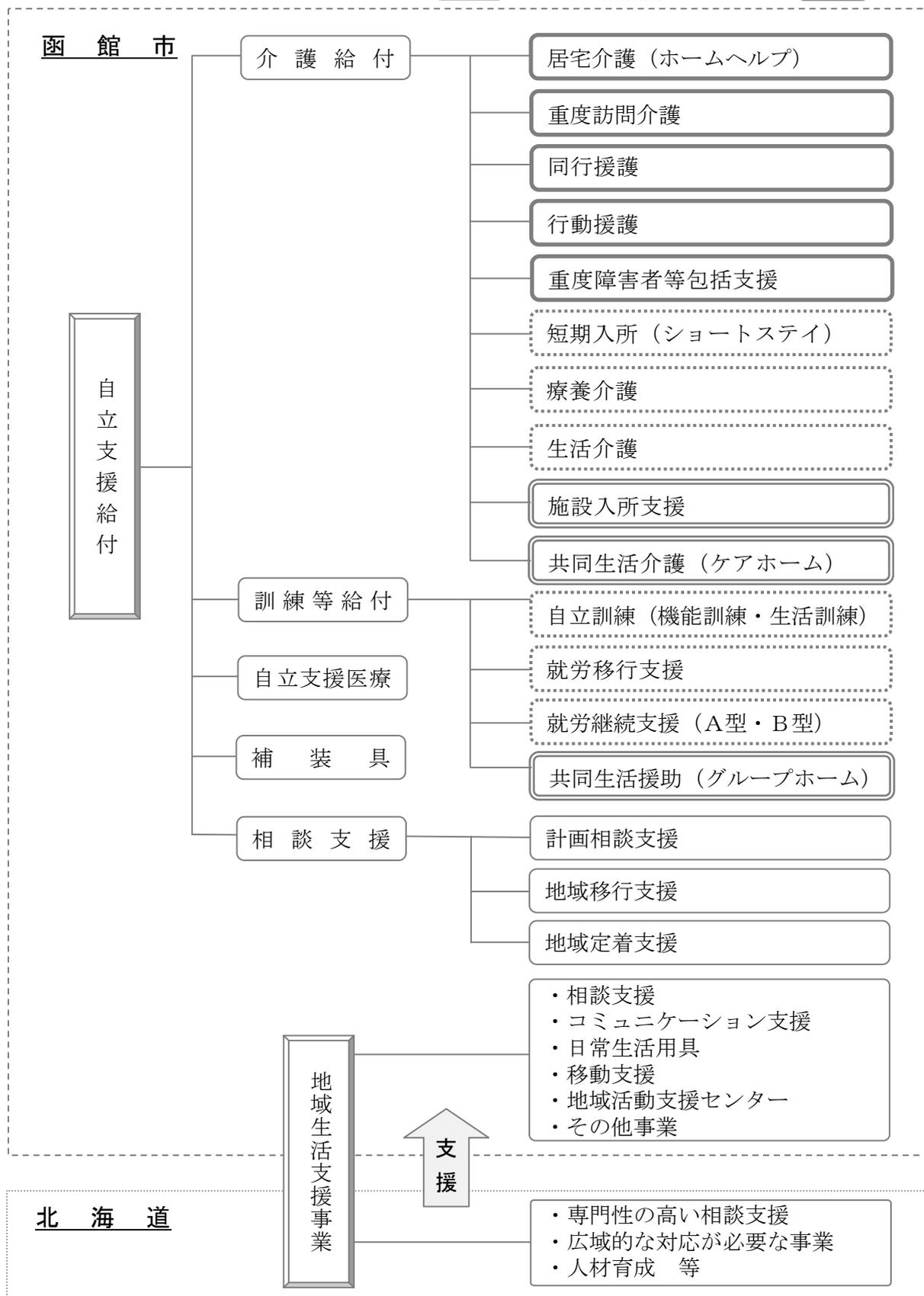


○障がい福祉サービスの体系

訪問系

日中活動系

居住系



## 5 前計画における取組みの状況

---

第2期計画では、サービス見込量の確保の方策として6点について取り組むこととしており、その取組み状況は次のとおりです。

### (1) 情報提供の推進

平成22年度に市内に居住する身体に障がいのある人（子ども）、知的障がいのある人（子ども）および精神障がいのある人に対して、対象者の現状、利用しているサービスの満足度、要望等についてアンケート調査を実施したほか、23年度には、市内および近隣自治体等において障がい福祉サービス事業所を有する法人に対し、24年度以降のサービス提供内容等についてアンケート調査するなど、利用者のニーズや事業者の意向等を把握しながら、調査結果についてホームページ等で情報の提供を行ってきました。

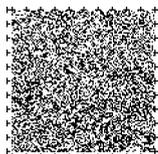
### (2) 相談支援体制の充実

身体・知的相談員への委嘱や相談支援事業者への委託とともに、市の相談窓口においても、ケアマネジメントの手法を用いた支援を行うため、専門職員を継続して配置してきました。

### (3) 地域の生活基盤・生活環境の整備

平成21年度以降に新たに整備されたグループホーム・ケアホームは、社会福祉法人による身体に障がいのある人を対象とする事業所が1か所で定員20人分、知的障がいのある人を対象とする事業所が1か所で定員6人分、知的・精神障がいのある人を対象とする事業所が2か所で定員14人分、NPO法人による知的・精神障がいのある人を対象とする事業所が1か所で定員5人分、株式会社による知的・精神障がいのある人を対象とする事業所が1か所で定員21人分となっています。

また、地域における障がいの理解の促進を目的に、ノーマリー教室や障がい者週間記念事業等を開催し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。



#### (4) 障がいのある人の就労の推進

平成21年度以降、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行うことを目的とする事業で、これまでの地域活動支援センター等から移行した事業所は、就労継続支援（B型）の事業所が2か所で定員30人分、新たな事業所では、就労継続支援（A型）の事業所が1か所で30人分、就労継続支援（B型）の事業所が2か所で定員50人分となっており、サービス提供基盤が拡大されました。

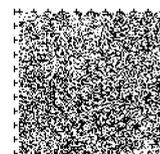
#### (5) 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人を抱える家族や地域住民を対象とし、病気と障がいの正しい知識・情報を提供することを目的とする「精神保健家族セミナー」や「精神保健講演会」のほか、地域での支援を進めることを目的とする「精神保健ボランティア養成講座」を開催してきました。

また、受け入れ条件が整えば退院可能となる精神障がいのある人の地域生活への移行については、主たる移行の受け皿であるグループホーム・ケアホームの整備が進んでいないことのほか、本人・家族の退院に対する不安解消が難しいことなどから、移行者が少ない状況にあります。

#### (6) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業については、障害者自立支援法施行前から実施していた事業を継続しており、その実施状況を踏まえるとともに、利用者のニーズを把握しながら、それぞれの事業に応じて充実を図ってきました。



## 6 ニーズ等の把握

障がい福祉サービス等の必要量を見込むためには、前計画期間におけるサービス利用実績の分析・評価のほか、障がいのある人の生活環境やニーズ等に加え、障がい福祉サービス事業者の動向を的確に把握する必要があります。

函館市では、平成22年度に「障がい者実態調査」を、23年度には「障がい福祉サービス事業者調査」を実施し、障がいのある人や事業者の意向の把握に努めたほか、パブリックコメントの実施により広く市民の意見を募集して、計画の策定に反映しました。

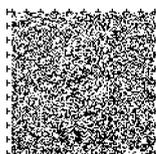
### (1) 調査の概要

#### 【障がい者実態調査】

	身体・知的	精神
調査対象者	市内に居住する身体に障がいのある人（子ども）および知的障がいのある人（子ども）のうち、在宅福祉サービスを決定または利用している人	市内に居住する精神障がいのある人のうち、地域活動支援センターまたは精神科デイケアを利用している人および救護施設に入所している人など
調査内容	・対象者の現状、利用しているサービスの満足度、要望等について調査 ・18歳以上、18歳未満および児童デイサービス利用者に対して、ライフステージに合わせて設問内容を変更	対象者の現状、利用しているサービスの満足度、要望等について調査
調査方法	郵送による調査票の配付、回収	保健所職員が各施設に出向き、内容を説明のうえ、調査票を配付、回収
調査時期	基準日を平成22年7月1日とし、7月28日から8月27日までの期間	基準日を平成22年7月1日とし、8月2日から8月27日までの期間
回収結果	対象者 918人 回答者 429人（回答率46.7%）	対象者 354人 回答者 354人（回答率100%）

#### 【障がい福祉サービス事業者調査】

	身体・知的・精神
調査対象者	・函館市、北斗市および七飯町に所在する障がい福祉サービス事業所を有する法人 ・上記以外に所在し、函館市で障がい福祉サービスを支給決定し、利用している者が10人以上いる障がい福祉サービス事業所を有する法人
調査内容	法人を対象としたアンケートとし、現在の障がい福祉サービスの種類、平成24年度から平成26年度までのサービス提供の見込み、施設入所やグループホームの入居希望状況、地域移行や施設整備等の意見について調査
調査方法	電子メール、郵送による調査票の配付、回収
調査時期	基準日を平成23年8月末とし、9月28日から10月13日までの期間
回収結果	対象法人 市内28、市外8 回答法人 市内28（回答率100%）、市外7（回答率87.5%）

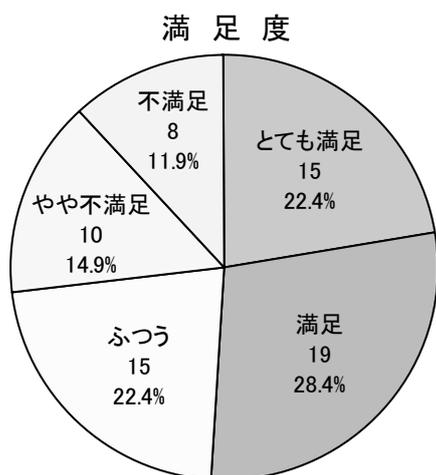


(2) 調査結果のまとめ

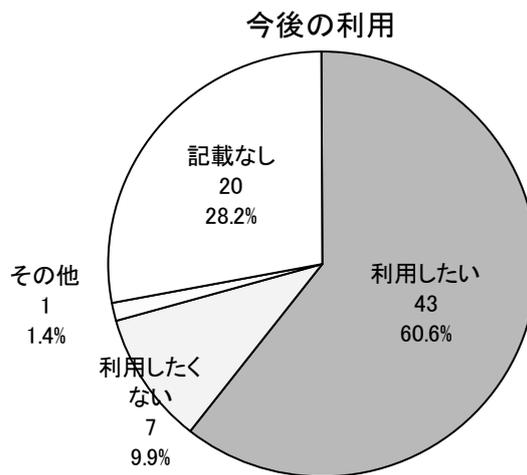
障がい福祉サービス等を利用している人の満足度や将来暮らしたい場所、および事業者が今後需要が増えると思込んでいるサービス等について抜粋して掲載します。

【障がい福祉サービス利用者の満足度および今後の利用希望（身体・知的）】

①居宅介護（家事援助）

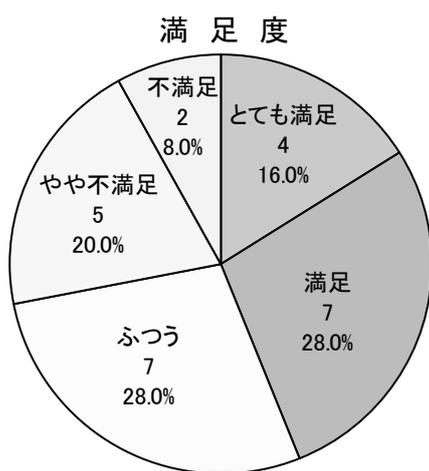


回答者（利用者）数 67人

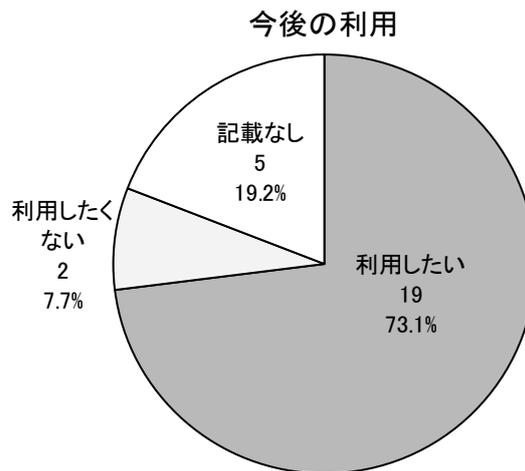


回答者（対象者）数 71人

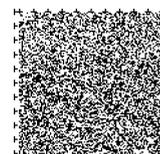
②居宅介護（身体介護）



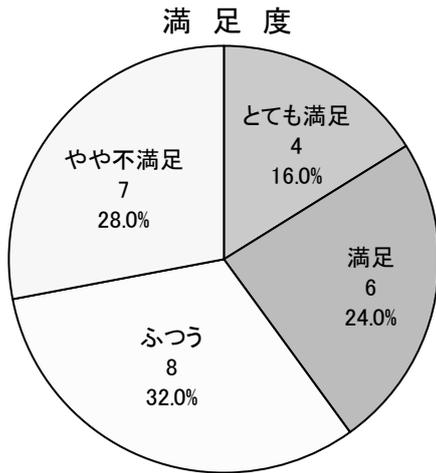
回答者（利用者）数 25人



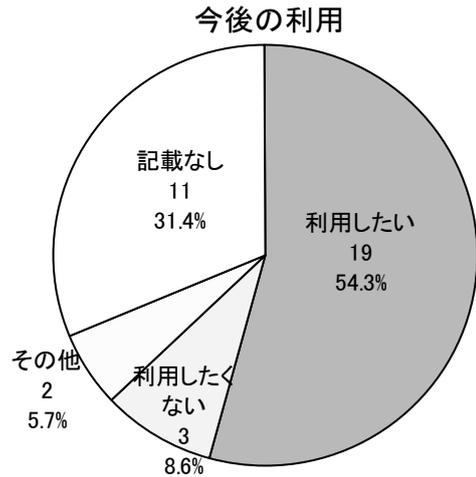
回答者（対象者）数 26人



③居宅介護（通院等乗降介助）

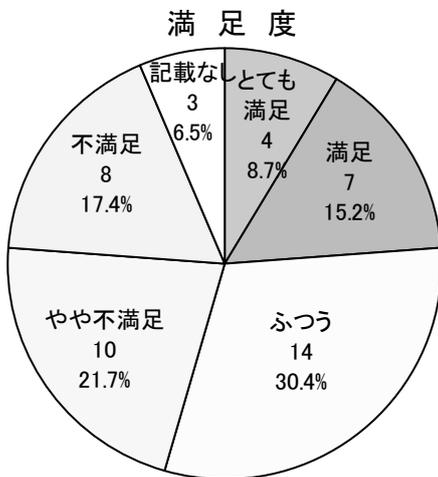


回答者（利用者）数 25人

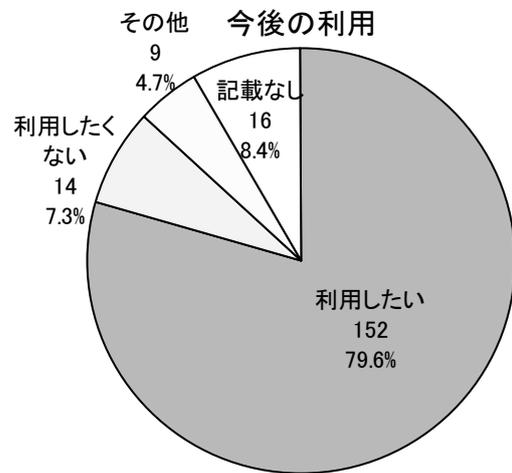


回答者（対象者）数 35人

④短期入所

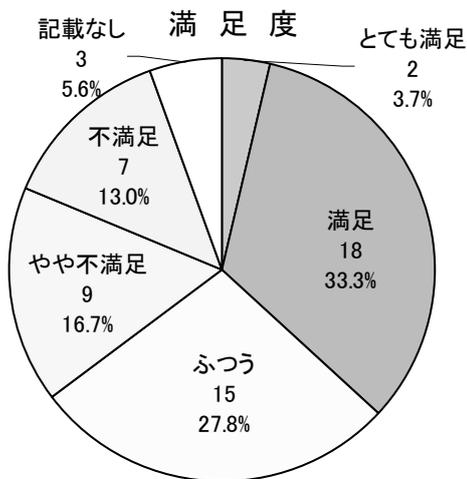


回答者（利用者）数 46人

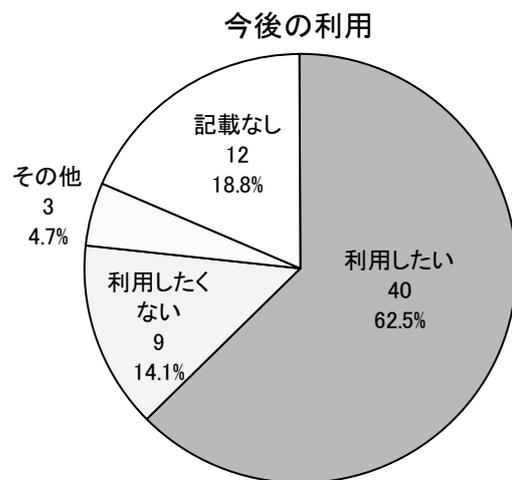


回答者（対象者）数 191人

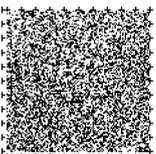
⑤生活介護



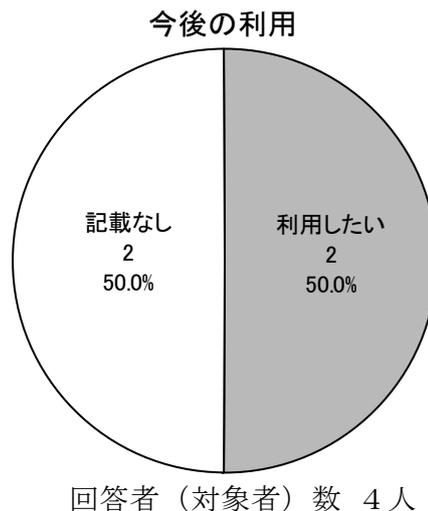
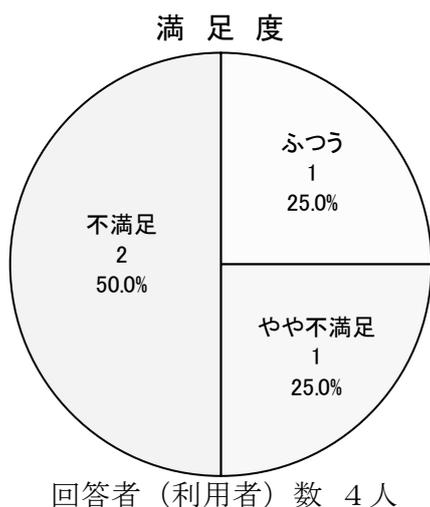
回答者（利用者）数 54人



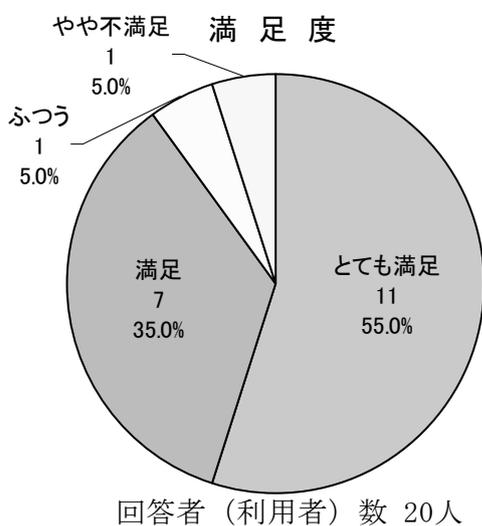
回答者（対象者）数 64人



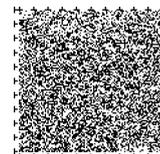
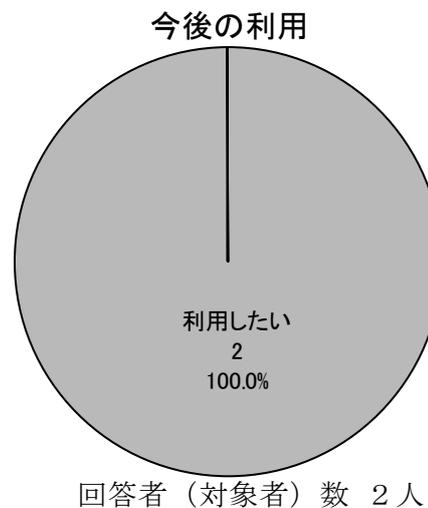
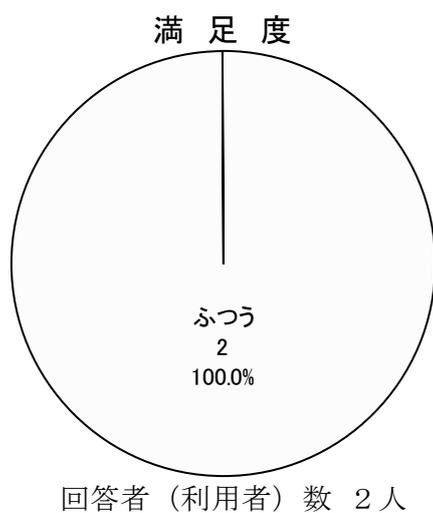
⑥ 重度訪問



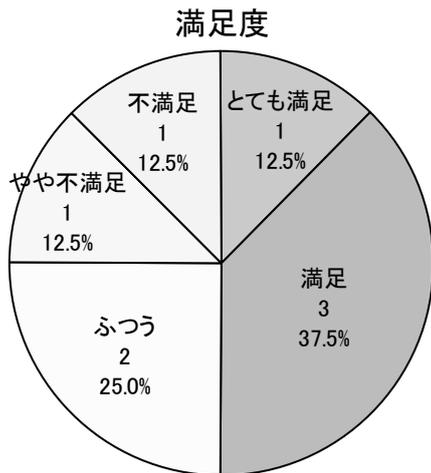
⑦ 障害児通園施設



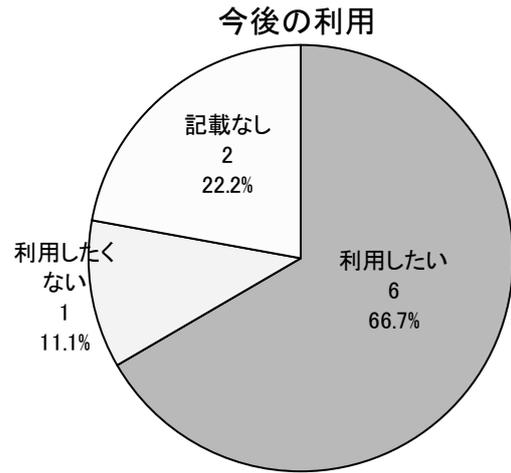
⑧ 自立訓練（機能訓練）



⑨自立訓練（生活訓練）

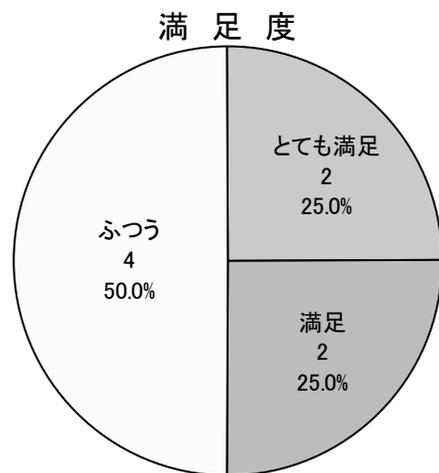


回答者（利用者）数 8人

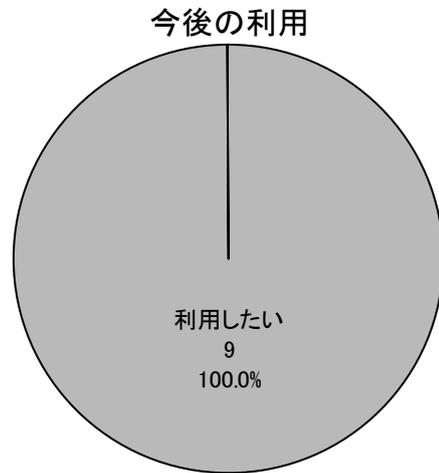


回答者（対象者）数 9人

⑩就労移行支援

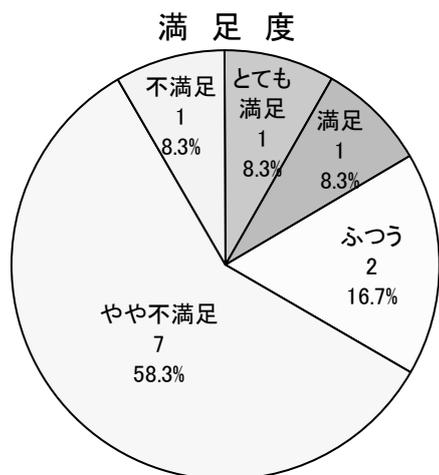


回答者（利用者）数 8人

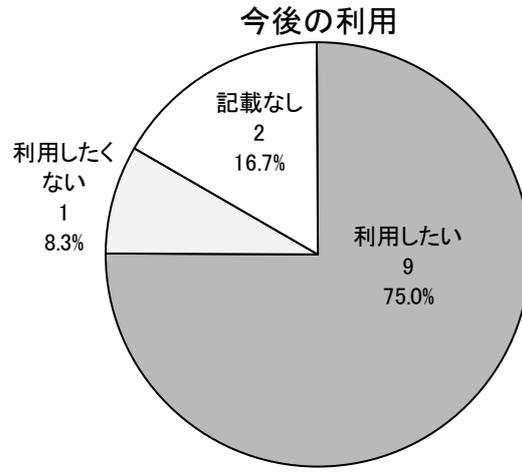


回答者（対象者）数 9人

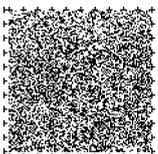
⑪就労継続支援（A型）



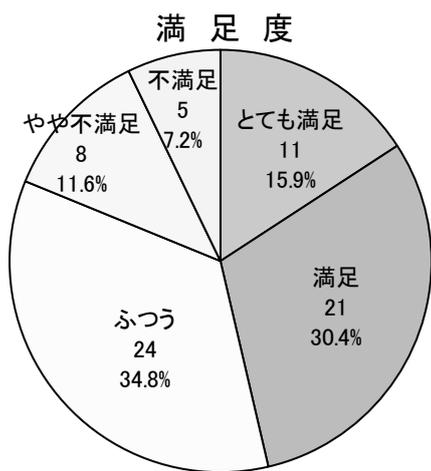
回答者（利用者）数 12人



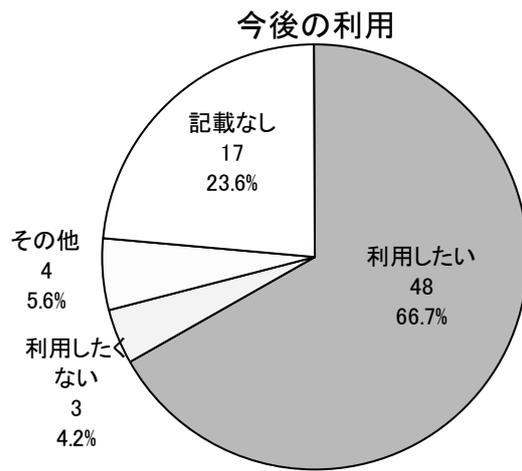
回答者（対象者）数 12人



⑫就労継続支援（B型）



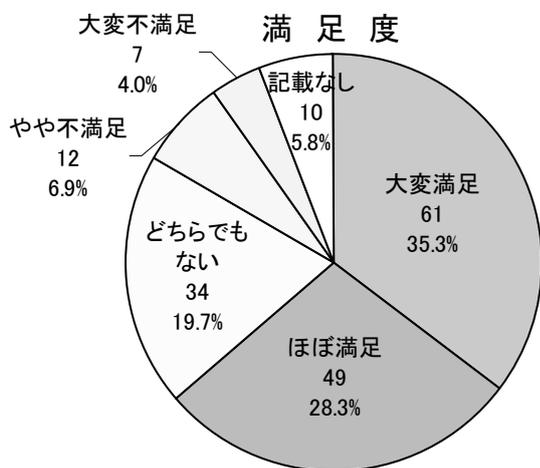
回答者（利用者）数 69人



回答者（対象者）数 72人

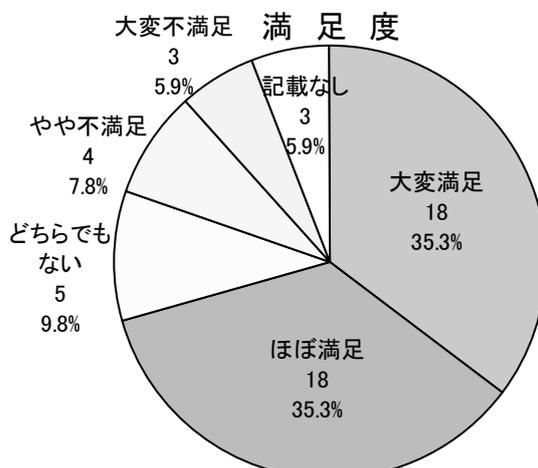
【障がい福祉サービス等利用者の満足度（精神）】

①通院医療費公費負担制度

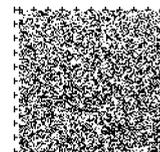


回答者（利用者）数 173人

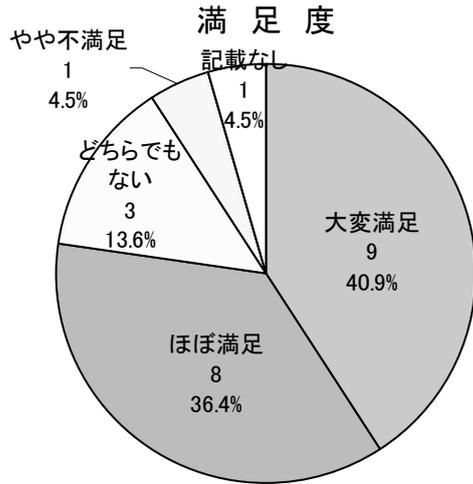
②保健所精神保健福祉相談



回答者（利用者）数 51人

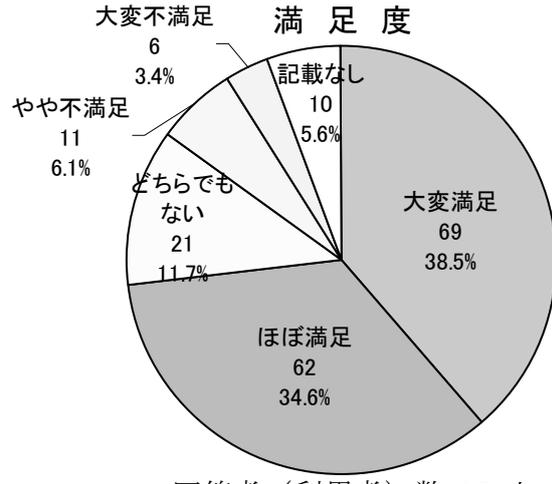


③保健所精神保健訪問指導事業



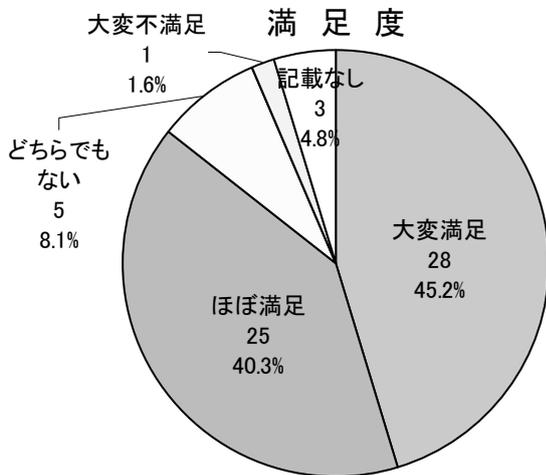
回答者（利用者）数 22人

④病院デイケア



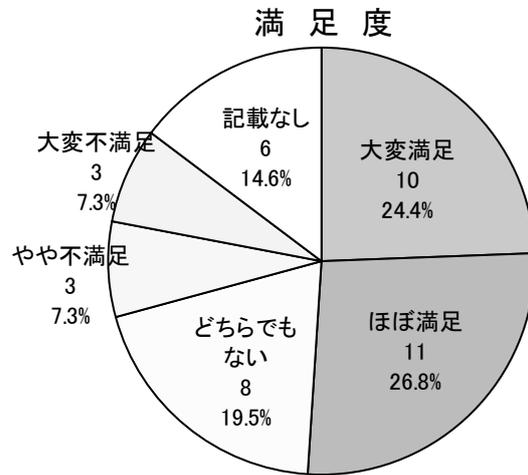
回答者（利用者）数 179人

⑤病院訪問看護制度



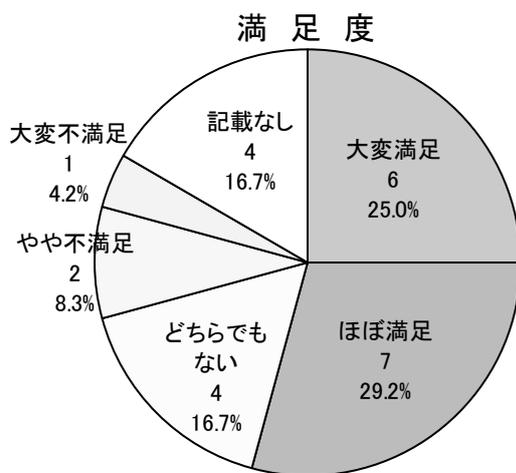
回答者（利用者）数 62人

⑥精神科夜間休日救急当番医制度



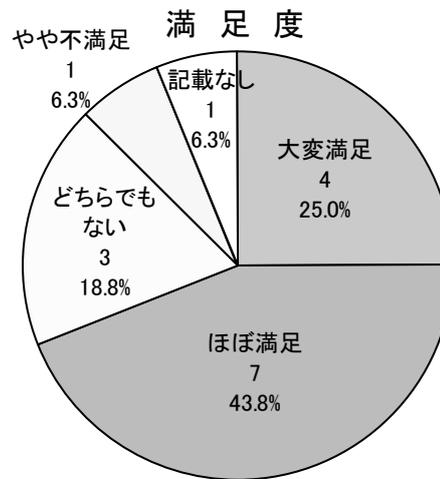
回答者（利用者）数 41人

⑦精神保健職親制度

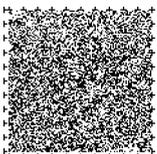


回答者（利用者）数 24人

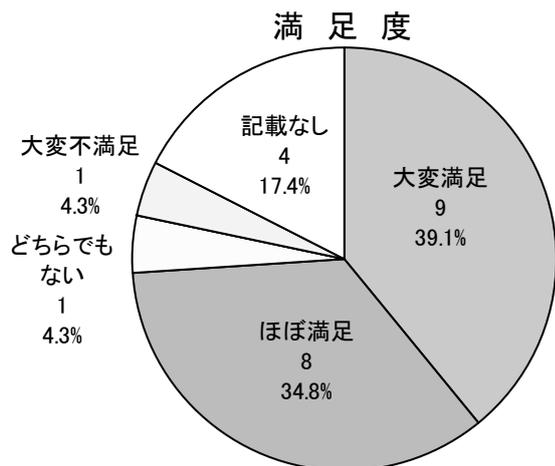
⑧回復者クラブ



回答者（利用者）数 16人

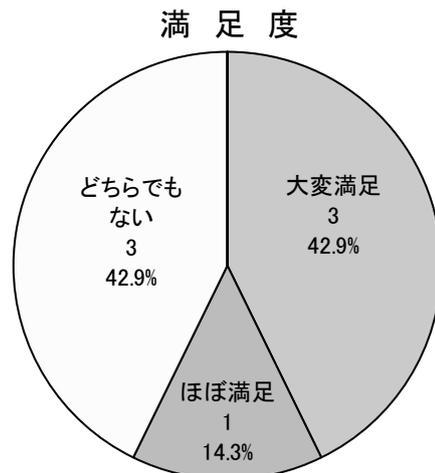


⑨ホームヘルプサービス



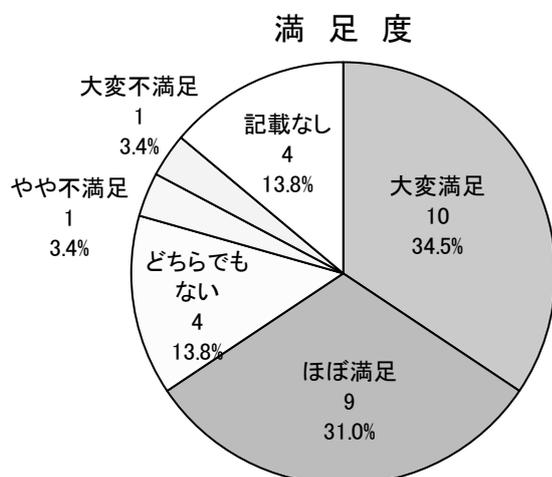
回答者（利用者）数 23人

⑩ショートステイサービス



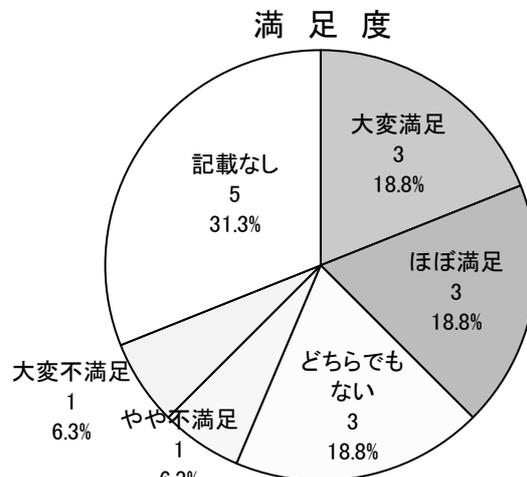
回答者（利用者）数 7人

⑪グループホーム



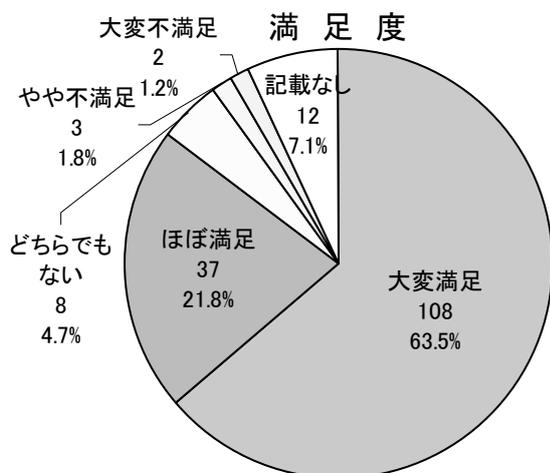
回答者（利用者）数 29人

⑫就労継続支援



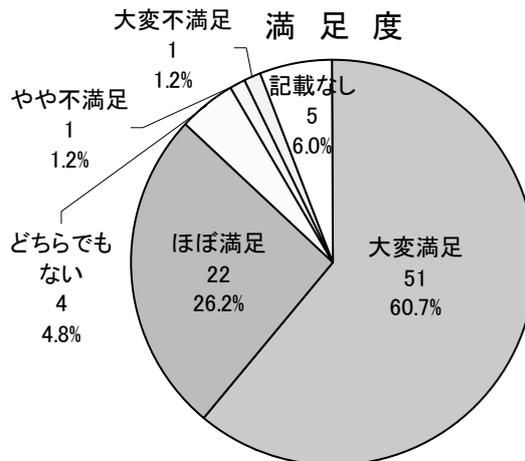
回答者（利用者）数 16人

⑬交通費助成

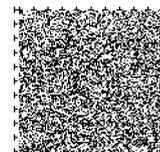


回答者（利用者）数 170人

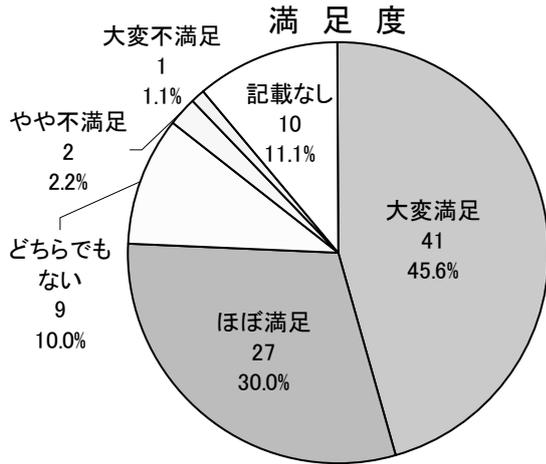
⑭社会教育施設等の利用料減免



回答者（利用者）数 84人

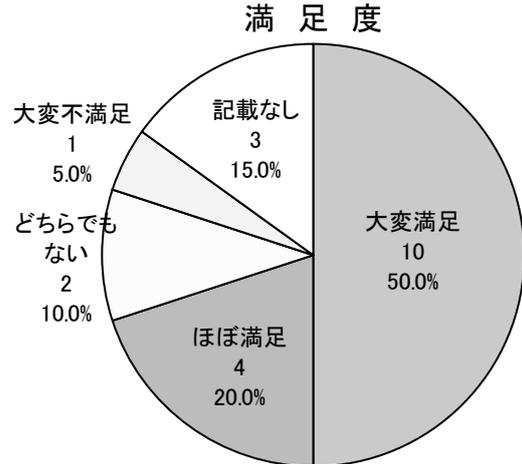


⑮ 所得税や住民税の障害者控除



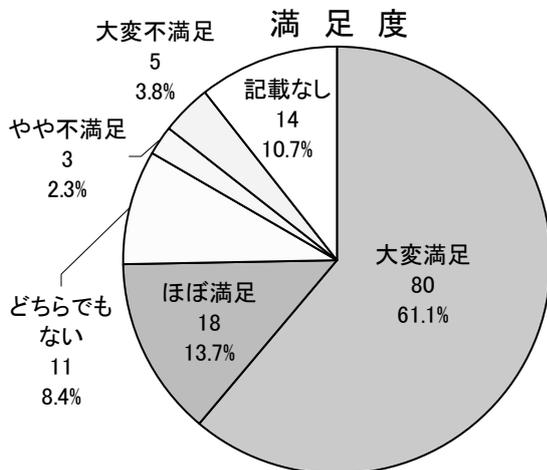
回答者（利用者）数 90人

⑯ 自動車税等の減免



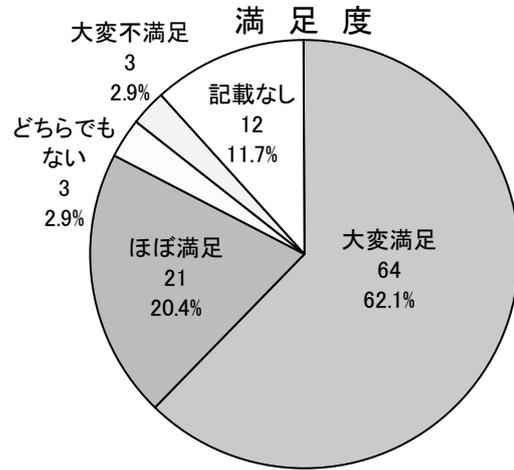
回答者（利用者）数 20人

⑰ 生活保護の障害者加算



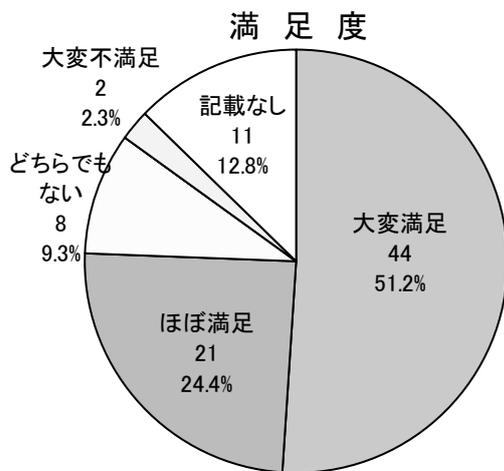
回答者（利用者）数 131人

⑱ NHK放送の受信料の減免



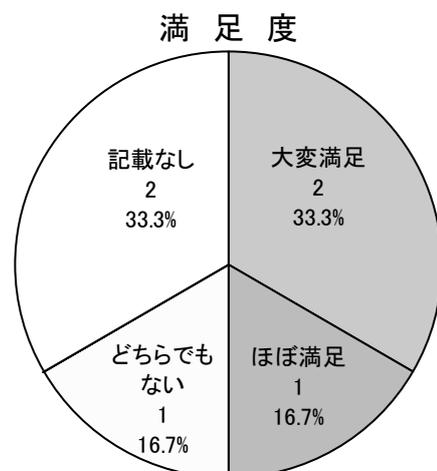
回答者（利用者）数 103人

⑲ 携帯電話の利用割引

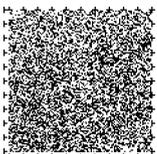


回答者（利用者）数 86人

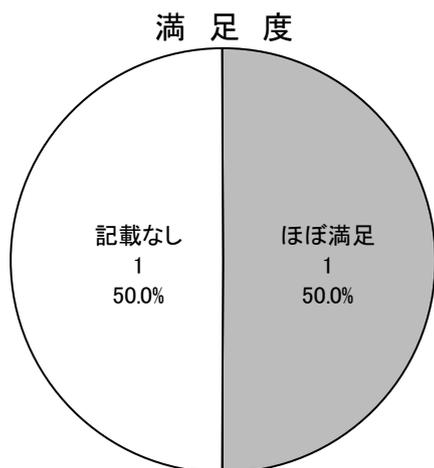
⑳ 成年後見人制度



回答者（利用者）数 6人



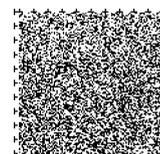
② ジョブコーチ支援



回答者（利用者）数 2人

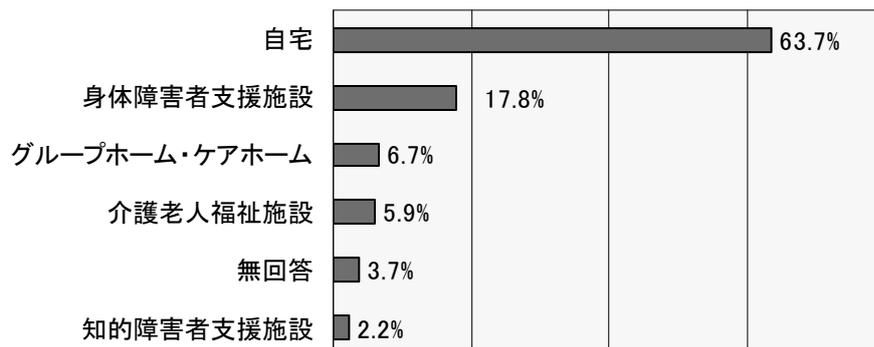
【障がい福祉サービス等利用者の今後の利用希望（精神）】 回答者数 354人

	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
交通費助成	138	5	29			182	■ 利用したい
通院医療費公費負担制度	129	4	40			181	□ 利用したくない
生活保護の障害者加算	122	5	71			156	□ わからない
病院デイケア	112	22	55			165	□ 無回答
NHK放送受信料の減免	107	4	54			189	
社会教育施設等の利用料減免	90	5	62			197	
携帯電話の利用割引	86	10	58			200	
所得税や住民税の障害者控除	82	3	66			203	
保健所精神保健福祉相談	68	9	78			199	
精神科夜間休日救急当番医制度	63	15	80			196	
病院訪問看護制度	59	15	85			195	
自動車税等の減免	55	12	77			210	
就労継続支援	39	16	94			205	
保健所精神保健訪問指導事業	38	14	90			212	
ホームヘルプサービス	37	24	92			201	
精神保健職親制度	36	19	95			204	
ジョブコーチ支援	35	14	97			208	
回復者クラブ	31	24	97			202	
成年後見人制度	28	8	108			210	
グループホーム	24	37	94			199	
ショートステイサービス	19	22	110			203	

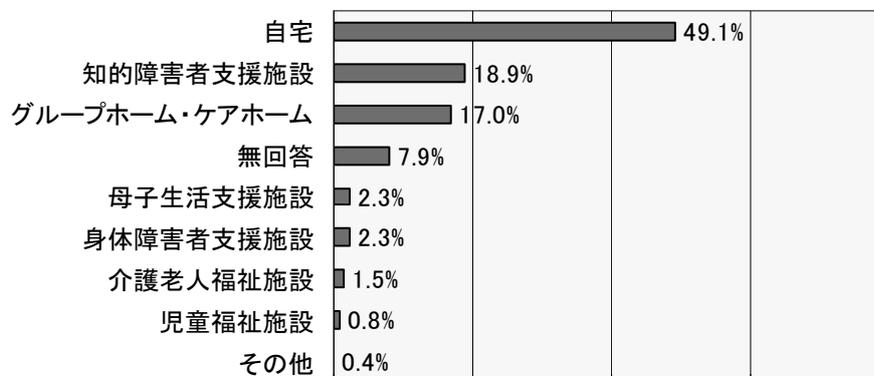


## 【将来、暮らしたい場所】

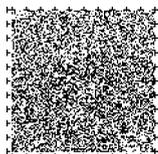
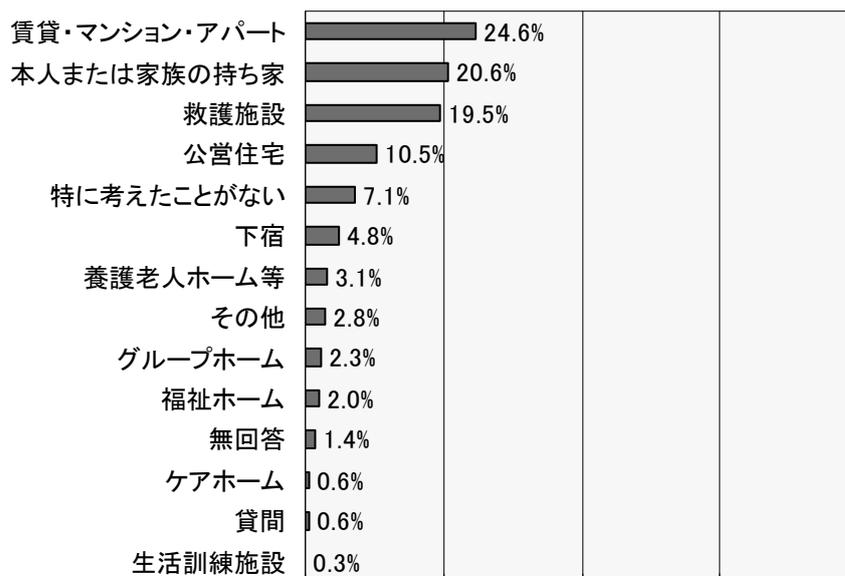
■**身体** 回答者数 135人 0% 20% 40% 60% 80%



■**知的** 回答者数 265人 0% 20% 40% 60% 80%

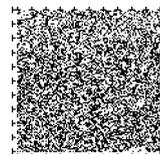
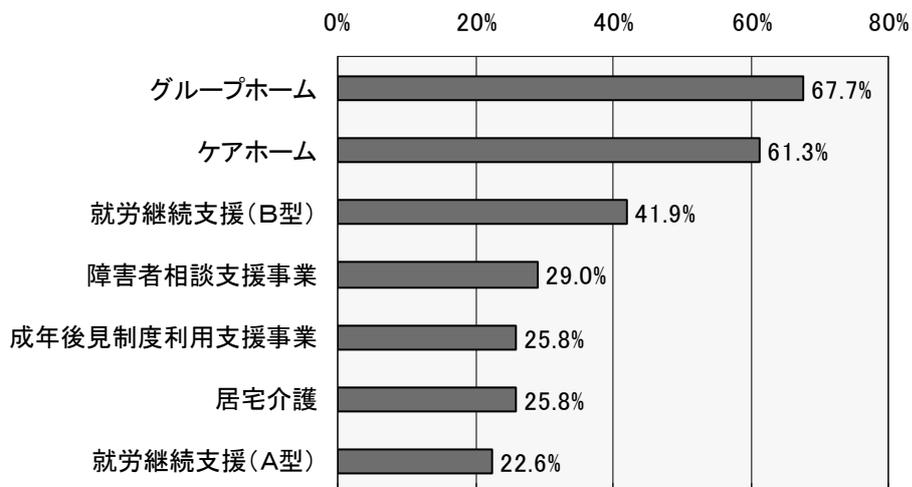


■**精神** 回答者数 354人 0% 20% 40% 60% 80%



【事業者が今後需要が増えると思込んでいるサービス（身体・知的・精神）】

回答率が高かったものを抜粋 回答法人数 31法人（複数回答）



## 第2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状

### 1 障がいのある人の現状

平成23年4月1日時点における身体障がい，知的障がいおよび平成23年3月31日時点における精神障がいに係る障害者手帳の交付数は，次のとおりです。

〈身体障害者手帳〉

(単位：人，%)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比 (%)
視覚障がい	367	320	91	51	107	66	1,002	7.5
聴覚・平衡機能障がい	78	254	150	256	2	374	1,114	8.3
音声・言語・そしゃく機能障がい	-	7	76	43	-	-	126	0.9
肢体不自由	1,330	1,542	1,700	2,068	653	246	7,539	56.1
内部障がい	2,451	38	594	564	-	-	3,647	27.2
計	4,226	2,161	2,611	2,982	762	686	13,428	100.0
構成比 (%)	31.5	16.1	19.4	22.2	5.7	5.1	100.0	

(資料：函館市福祉部)

〈療育手帳〉

(単位：人，%)

区 分	A (重度)	B (中・軽度)	計	構成比 (%)
18歳未満	139	333	472	20.5
18歳以上	828	1,006	1,834	79.5
計	967	1,339	2,306	100.0
構成比 (%)	41.9	58.1	100.0	

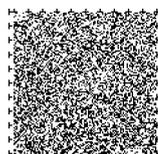
(資料：函館市福祉部)

〈精神障害者保健福祉手帳〉

(単位：人，%)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
交付者数	218	1,371	424	2,013
構成比 (%)	10.8	68.1	21.1	100.0

(資料：市立函館保健所)



## 2 主なサービス提供基盤の整備状況と利用者数

平成23年11月における市内の主なサービス提供基盤の状況および市内、市外における函館市のサービス利用者数は、次のとおりです。

### ■訪問系サービス

( ) は市外における利用

区 分	事業所数	利用事業所数	利用者数(人)
居宅介護	40	30(5)	249(8)
重度訪問介護	34	7(0)	5(0)
同行援護	12	6(0)	42(0)
行動援護	3	1(0)	1(0)
重度障害者等包括支援	0	0(0)	0(0)

(資料：函館市福祉部)

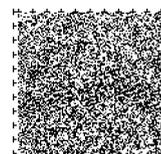
### ■日中活動系サービス

※ 旧法施設支援の入所施設については、居住の場であるとともに、その施設において日中活動を行っていることから、日中活動系サービスにも含めています。

( ) は市外における利用

区 分	事業所数	定員(人)	利用事業所数	利用者数(人)		
生活介護	7	208	7(43)	222(214)		
自立訓練(機能訓練)	1	10	1(0)	1(0)		
自立訓練(生活訓練)	3	24	3(3)	21(3)		
就労移行支援	4	122	2(2)	18(2)		
就労継続支援(A型)	5	75	5(0)	51(0)		
就労継続支援(B型)	11	297	11(13)	286(42)		
旧法施設支援						
身体	更生施設	入所	0	0	0(2)	0(31)
		通所	0	0	0(0)	0(0)
	療護施設	入所	1	88	1(2)	56(30)
		通所	0	0	0(0)	0(0)
	授産施設	入所	0	0	0(3)	0(4)
		通所	0	0	0(0)	0(0)
知的	更生施設	入所	3	128	3(16)	72(112)
		通所	2	30	2(3)	25(3)
	授産施設	入所	0	0	0(4)	0(10)
		通所	1	40	1(7)	38(54)
精神	生活訓練施設(援護寮)	入所	1	20	1(0)	17(0)
	授産施設	通所	1	20	1(0)	31(0)
児童デイサービス	5	55	4(1)	46(10)		
短期入所	6	17	4(4)	19(13)		

(資料：函館市福祉部)



## ■居住系サービス

( ) は市外における利用

区 分			事業所数	定員(人)	利用事業所数	利用者数(人)
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)			25	162	21(47)	89(91)
施設入所支援			2	170	1(41)	46(195)
旧法施設支援						
身体	更生施設	入所	0	0	0(2)	0(31)
	療護施設	入所	1	88	1(2)	56(30)
	授産施設	入所	0	0	0(3)	0(4)
知的	更生施設	入所	3	128	3(16)	72(112)
	授産施設	入所	0	0	0(4)	0(10)
精神	生活訓練施設 (援護寮)	入所	1	20	1(0)	17(0)
知的障がい者通勤寮			0	0	0(2)	0(4)

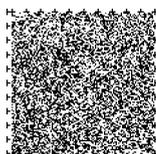
(資料：函館市福祉部)

## ■相談支援

( ) は市外における利用

区 分	事業所数	定員(人)	利用事業所数	利用者数(人)
相談支援 (サービス利用計画作成)	3	-	0	0

(資料：函館市福祉部)



## ■地域生活支援事業

※ 利用者数は年あたり（平成22年度）の実績ですが，移動支援事業，地域活動支援センター，福祉ホーム，日中一時支援事業，更生訓練費支給事業については，平成23年11月における月あたりの実績です。

### <必須事業>

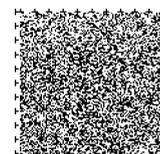
区 分	事業所数	定員(人)	利用事業所数	延利用者数(人)
相談支援事業				
障害者相談支援事業	2	-	1	-
成年後見制度利用支援事業	-	-	-	1
障害児等療育支援事業	1	-	1	228
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	-	-	-	1,871
手話通訳者設置事業	-	-	-	2
日常生活用具給付等事業	67	-	-	6,170
移動支援事業	21	-	14	※実利用者数 124
地域活動支援センター	8	159	8	※実利用者数 233

(資料：函館市福祉部)

### <任意事業>

区 分	事業所数	定員(人)	利用事業所数	延利用者数(人)
福祉ホーム	1	15	1	※実利用者数 13
訪問入浴サービス事業	4	-	4	211
日中一時支援事業	11	44	15	※実利用者数 186
更生訓練費支給事業	-	-	2	※実利用者数 5
生活支援事業				
中途障害者生活訓練事業	-	-	-	1
福祉機器リサイクル事業	-	-	-	47
函館市ボランティア活動支援事業	-	-	-	※団体数 2
社会参加促進事業				
障害者スポーツ教室開催事業	-	-	-	119
知的障害者青年教室開催事業	-	-	-	1,078
点訳奉仕員等養成事業	-	-	-	113
身体障害者自動車運転免許取得助成事業	-	-	-	6
重度身体障害者用自動車改造助成事業	-	-	-	4

(資料：函館市福祉部)



### 3 事業者の新体系における状況

平成23年度に、市内および近隣自治体等において障がい福祉サービス事業所を有する法人を対象に実施した「障がい福祉サービス事業者調査」の結果、新体系における事業内容は次のとおりです。

※ 表中の区分において「共通」とあるのは、障がい種別に係わらない事業所を指します。

#### 回答法人数

(単位：か所)

法人種別	社会福祉法人	社会医療法人	NPO法人	株式会社	その他	合計	未回答
市内法人	8	1	17	1	1	28	0
市外法人	6	0	0	0	1	7	1
計	14	1	17	1	2	35	1

#### (1) 法人が予定している日中活動系サービス

##### ① 生活介護

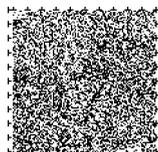
(単位：か所，人)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	1	30	1	131	1	135	1	135
知的	13	516	25	1,104	25	1,115	25	1,105
精神	0	0	0	0	0	0	0	0
共通	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	546	26	1,235	26	1,250	26	1,240

##### ② 自立訓練（機能訓練）

(単位：か所，人)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	1	10	1	10	1	10	1	10
知的	-	-	-	-	-	-	-	-
精神	-	-	-	-	-	-	-	-
共通	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	10	1	10	1	10	1	10



③ 自立訓練（生活訓練）

（単位：か所，人）

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	-	-	-	-	-	-	-	-
知的	3	24	3	24	3	24	3	24
精神	0	0	1	20	1	20	1	20
共通	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	24	4	44	4	44	4	44

④ 就労移行支援

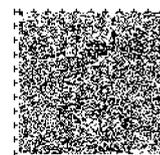
（単位：か所，人）

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	1	60	1	60	1	60	1	60
知的	4	30	3	24	3	27	3	27
精神	0	0	0	0	0	0	0	0
共通	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	90	4	84	4	87	4	87

⑤ 就労継続支援（A型）

（単位：か所，人）

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	2	20	2	20	2	20	2	20
知的	1	15	3	35	3	45	3	45
精神	1	10	1	10	1	10	1	10
共通	1	30	1	30	1	30	1	30
計	5	75	7	95	7	105	7	105



## ⑥ 就労継続支援（B型）

（単位：か所，人）

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	1	22	1	22	1	22	1	22
知的	11	297	17	441	17	466	17	471
精神	1	20	2	40	2	40	2	40
共通	2	50	2	70	2	70	2	70
計	15	389	22	573	22	598	22	603

## ⑦ 地域活動支援センター

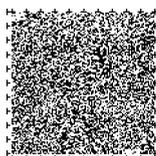
（単位：か所，人）

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	0	0	0	0	0	0	0	0
精神	6	124	6	124	6	124	6	124
共通	1	10	1	10	1	10	1	10
計	7	134	7	134	7	134	7	134

## ⑧ 短期入所

（単位：か所，人）

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	2	7	2	7	2	7	2	7
知的	11	33	11	34	11	34	11	34
精神	1	2	1	2	1	2	1	2
共通	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	42	14	43	14	43	14	43



⑨ 旧法施設通所支援

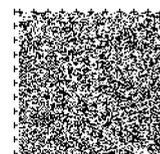
(単位：か所，人)

区分	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	0	0	-	-	-	-	-	-
知的	11	558	-	-	-	-	-	-
精神	1	20	-	-	-	-	-	-
共通	0	0	-	-	-	-	-	-
計	12	578	-	-	-	-	-	-

⑩ 旧法施設入所支援

(単位：か所，人)

区分	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	1	88	-	-	-	-	-	-
知的	8	458	-	-	-	-	-	-
精神	1	20	-	-	-	-	-	-
共通	0	0	-	-	-	-	-	-
計	10	566	-	-	-	-	-	-



### ⑪ 児童デイサービス

(単位：か所，人)

区分	23 年度	
	事業所数	定員
身体	0	0
知的	3	30
精神	0	0
共通	0	0
計	3	30

児童デイサービスは，児童福祉法の改正により，平成 24 年度から新たなサービス体系となり，1 か所が児童発達支援に，2 か所が放課後等デイサービスに移行する予定です。

### ⑫ 児童発達支援

(単位：か所，人)

区分	24 年度		25 年度		26 年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	0	0	0	0	0	0
知的	1	10	2	20	2	20
精神	0	0	0	0	0	0
共通	0	0	0	0	0	0
計	1	10	2	20	2	20

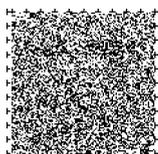
### ⑬ 放課後等デイサービス

(単位：か所，人)

区分	24 年度		25 年度		26 年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	0	0	0	0	0	0
知的	2	20	2	20	2	20
精神	0	0	0	0	0	0
共通	0	0	0	0	0	0
計	2	20	2	20	2	20

### 【日中活動系サービスの総括】

事業所数および定員の増のほとんどは平成 24 年度の新体系移行に伴うものであり，25 年度以降は横ばいで推移していますが，就労継続支援（A 型）および同（B 型）事業においては，25 年度以降も定員増が見込まれていることから，法人としては，今後とも，需要が伸びると見込んでいるものと推測されます。



(2) 法人が予定している居住系サービス

① 施設入所支援

(単位：か所，人)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	1	100	2	191	2	191	2	191
知的	6	390	13	807	13	807	13	790
精神	0	0	0	0	0	0	0	0
共通	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	490	15	998	15	998	15	981

② 宿泊型自立訓練

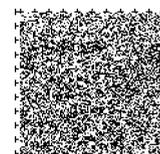
(単位：か所，人)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	0	0	0	0	0	0	0	0
精神	0	0	1	20	1	20	1	20
共通	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	20	1	20	1	20

③ 共同生活援助（グループホーム），共同生活介護（ケアホーム）

(単位：か所，人)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	0	0	1	20	1	20	1	20
知的	44	414	47	455	47	461	47	461
精神	5	28	8	42	9	74	9	74
共通	7	45	7	45	7	45	7	45
計	56	487	63	562	64	600	64	600



## ④ 福祉ホーム

(単位：か所，人)

区分	23年度		24年度		25年度		26年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
身体	-	-	-	-	-	-	-	-
知的	-	-	-	-	-	-	-	-
精神	1	15	1	15	1	15	1	15
共通	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	15	1	15	1	15	1	15

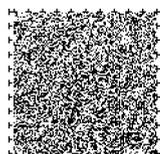
## 【居住系サービスの総括】

事業所および定員の増のほとんどは平成24年度の新体系移行に伴うものであり、25年度以降は横ばいで推移していますが、共同生活援助、共同生活介護のみ、25年度以降も定員増が見込まれていることから、法人としては、今後とも、需要が伸びると見込んでいるものと推測されます。

## (3) 法人が想定している施設入所者の退所後の地域移行先および人数

(単位：人)

想定される移行先	23年度	24年度	25年度	26年度
ケアホーム	3	12	3	20
グループホーム	7	2	2	2
家庭復帰	1	0	0	0
一般住宅	2	1	2	1
公営住宅	0	0	0	0
その他	20	20	25	20
計	33	35	32	43



#### 1 計画の基本理念

---

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるように、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指す」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

#### 2 計画の基本方向

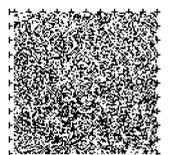
---

障がい者基本計画では、基本的人権の尊重を根底に置き、「地域生活支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」の3つの基本的な方向を掲げています。

障がい福祉計画では、障がい者基本計画の基本的な方向を踏まえ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、前計画に掲げた次の3つの基本方向を引き継ぎ、その推進を図ることとします。

##### (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立し社会参加することができるよう、障がい福祉サービスおよび相談支援ならびに市町村や都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保を図ります。

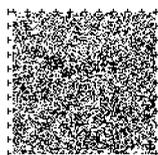


## (2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

身体、知的および精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、障がい福祉サービスの実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

## (3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。



## 第4 第3期計画における重点的な取組み

サービス見込量等の確保のため、本計画では、前計画での取組みとその実施状況を踏まえ、次の事項について重点的に取り組むこととします。

### 1 相談支援体制の充実・強化

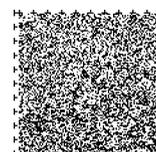
障がいのある人が地域において安心して自立した日常生活や社会生活を送るため、日々の暮らしのなかのニーズや課題に対応するとともに、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう、次の方策に取り組みます。

- (1) 身近な存在である障がい者相談員の活用を促進します。
- (2) 研修会や講座の開催等を通じて、相談支援に携わる人材を育成し、資質の向上をめざします。
- (3) 民間の相談支援事業者に働きかけ、相談支援員の配置の充実に努めます。
- (4) 函館地域障害者自立支援協議会の相談支援機能を一層強化するとともに、同協議会を中心とした関係機関による支援を継続し、市の障がい者総合相談窓口、民間の相談支援事業者やサービス提供事業者および当事者、家族の連携・協働による重層的な相談体制を強化します。
- (5) 障がいのある人を支える家族の高齢化等に対し、医療機関や入所施設等と連携し、適切な支援を提供します。
- (6) 障害者自立支援法の改正に伴う支給決定プロセスの見直し等により、サービス等利用計画の対象者を拡大するとともに、相談支援体制を充実します。

### 2 地域の生活基盤・生活環境の整備

福祉施設や医療機関等に入所・入院している人の地域生活への移行を促進するための居住の場を確保するよう、次の方策に取り組みます。

- (1) 施設等の事業者と連携し、地域移行を積極的に進めます。
- (2) 地域の居住の場となるグループホーム、ケアホームの新規整備や事業拡大について、事業者積極的に働きかけるとともに、北海道や関係機関とも連携を図りながら、官民一体となった整備に関する環境づくりに取り組みます。



- (3) グループホーム，ケアホームの施設整備にあたり，事業者に対し，各種補助制度の周知を図るとともに，補助制度の内容についても検討します。

### 3 地域社会の支え合い

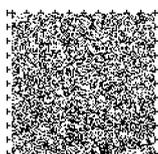
地域生活に移行した人が，安心して自立した生活を営むことができるようにするため，次の方策に取り組みます。

- (1) すべての市民が福祉に対する理解を深め，行政はもとより，障がいのある人，市民，ボランティア，関係機関・団体などが，それぞれの立場で力を合わせ，相互に連携しながら施策を展開していく意識の醸成を図ります。
- (2) 障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど，行政だけでは十分に対応できないサービスについては，町会，関係団体等の地域社会で支え合い，補完し合いながら生活ができる環境づくりに取り組みます。
- (3) 障がいのある人の円滑な地域生活への移行を進めるため，ノーマリー教室の開催などにより，ノーマライゼーション推進事業の充実を図りながら，障がいに対する理解の普及，啓発を充実します。
- (4) ホームヘルプサービスや生活介護事業など日常生活において必要となるサービスを充実します。
- (5) 災害時の要援護者の避難を支援するため，障がいのある人などの範囲や個人情報への取扱いを検討し，支援のシステムを構築するほか，町会の自主防災組織の支援に努めます。

### 4 障がいのある人の就労の推進

障がいのある人が，障がいの程度にかかわらず，社会に参加し，収入を得て，生きがいを持てるよう，一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮しながら，次の方策に取り組みます。

- (1) 一般就労については，函館地域障害者自立支援協議会を中心に函館公共職業安定所（ハローワーク函館）や道南しょうがい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などとのネットワークを強化し，企業訪問などにより就労先の拡大に努めます。



- (2) 福祉施設や事業者と連携し、働く場の創出などにより、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、生きがいつくりに努めます。
- (3) 施設利用者等の就労機会の拡大と製品等の受注機会を確保するため、市の業務の発注機会の拡大に努めます。
- (4) 就労移行支援、就労継続支援事業の新規整備や事業拡大について、事業者に積極的に働きかけるとともに、連携しながら働く意欲の喚起に努めます。

## 5 精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実

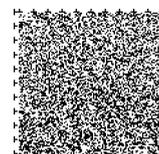
退院可能な精神障がいのある人に対する退院に向けた訓練や、地域に定着するための地域相談支援事業が、平成 24 年度から市町村の個別給付へと制度が移行されることから、北海道や医療機関等の関係機関との連携を強化し、次の方策に取り組みます。

- (1) 制度の周知等を通じ、地域相談支援の理解を深めることにより対象者の増加を図るとともに、現行事業での長期入院等の困難事例に関する具体的な支援方法を活用し、事業の充実に努めます。
- (2) 北海道と連携し、民間の相談支援事業者に働きかけ、相談員の配置の充実に努めます。
- (3) 地域移行の受け皿であるグループホーム等の整備の促進を図るとともに、家族や地域住民の理解を深めるため、「精神保健家族セミナー」などを継続して実施し、精神障がいの正しい知識や精神保健についての普及啓発に努めます。

## 6 虐待防止に対する取組みの強化

障害者虐待の防止や養護者に対する支援を行い、障がいのある人の権利利益を擁護するため、次の方策に取り組みます。

- (1) 市に障がい者虐待の通報を受け付け、相談等を行う虐待防止に対応するための窓口を設置します。
- (2) 虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うなど、地域における関係機関等の協力体制を整備します。



## 7 地域生活支援事業の推進

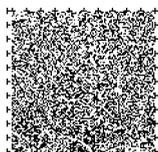
地域生活支援事業については、これまで実施してきた事業の継続を基本としながら、新たな事業についても利用者等のニーズや課題を的確に把握し、障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、次の方策に取り組みます。

- (1) 成年後見制度の普及に努めるとともに、成年後見制度利用支援事業の拡大・充実を図ります。
- (2) 手話通訳を必要とする人が市内地域だけでなく、道内すべての地域で利用できるよう広域派遣を実施します。また要約筆記についても広域派遣できるような体制整備を図ります。

## 8 障がいのある子どもに対する支援の強化

児童福祉法等の改正に伴う障がい児施設や事業体系の見直し等を受け、次の方策に取り組みます。

- (1) 児童福祉法の改正により、北海道から移管される通園施設の利用決定に対応するための相談支援体制を充実します。
- (2) 学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇に利用する放課後等デイサービスを行う事業所を確保します。
- (3) 利用者にとって身近な地域で支援が受けられるよう量的な拡大と、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図るため、事業者をはじめ、保健、医療、福祉、教育関係機関等との連携を強化します。
- (4) はこだて療育・自立支援センターにおいて、発達障がいの専門医や療育相談、生活指導を行う相談支援専門員を常勤配置するなど、児童発達支援事業を充実、強化することにより、地域の療育支援システムの構築を図ります。
- (5) はこだて療育・自立支援センターにおいて、保育所等訪問支援の実施により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。



## 第5 平成26年度の数値目標

計画の策定にあたり、国および北海道から示された、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第2期計画までの進捗状況や函館市の障がい福祉に関するアンケート調査の結果等から地域の実情を踏まえ、平成26年度を目標年度とする数値目標を設定しました。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

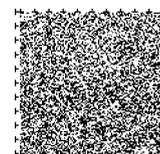
平成17年10月1日（基準日）時点で、福祉施設に入所している本市の障がいのある人の数は、623人です。

本市では、国が示した値（地域移行者：30％，入所者数の減少：10％）および北海道が示した値（地域移行者：30％，入所者数の減少：17％）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約23％，144人が地域生活へ移行するとともに、約11％，70人の入所者数を減少させることをめざします。

項目	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の 入所者数 A	623人	平成17年10月1日の施設入所者数
	身体   知的   精神	
	185   419   19	
平成26年度末入所者数 B	553人	平成26年度末時点の利用人員
【平成26年度目標値】 ① 減少見込数 A－B	70人 (11.2%)	差引減少見込数 ( ) は、Aに対する割合
【平成26年度目標値】 ② 地域生活移行者数	144人 (23.1%)	施設入所からグループホーム・ケアホーム等 へ地域移行する者の数 ( ) は、Aに対する割合

国の目標・・・①減少見込数：10%以上，②地域生活移行者数：30%以上

北海道の目標・・・①減少見込数：17%以上，②地域生活移行者数：30%以上



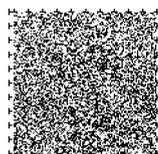
<第2期計画までの進捗状況>

入所者数と減少数

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度 (見込)		
年度末現在の 全入所者数 C	594人			596人			591人			588人			572人		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神									
	162	416	16	164	414	18	158	418	15	152	419	17	145	415	12
減少数 A-C	29人			27人			32人			35人			51人		
比 率 (A-C)÷A	4.7%			4.3%			5.1%			5.6%			8.2%		

基準日から累積した地域生活移行者数

期間 (基準日～)	基準日から左記期間までの 累積した地域生活移行者数 D					備 考
	比率	身体	知的	精神		
～平成20年 3月31日	50人	8.0%	10人	29人	11人	上記のうち、地域の グループホームや ケアホーム等への 移行者数  (割合は、D÷A)
～平成20年10月 1日	56人	9.0%	13人	32人	11人	
～平成21年10月 1日	68人	10.9%	15人	40人	13人	
～平成22年10月 1日	76人	12.2%	19人	44人	13人	



## 2 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度中に福祉施設を退所して一般就労した本市の障がいのある人の人数は、4人です。

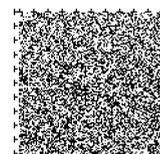
本市では、国および北海道が示した値（目標年度の年間一般就労移行者数が第1期計画策定時の4倍）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、平成26年度中に、第1期計画策定時の3倍となる12人が障がい福祉施設から一般就労に移行することをめざします。

項目	数値	備考
第1期計画策定時の 一般就労移行者数 A	4人	平成18年度北海道調査における函館市の 一般就労移行者数
【平成26年度目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	12人 (3倍)	平成26年度において福祉施設を退所し 一般就労する者の数 ( ) は、Aに対する倍率

国および北海道の目標・・・・・・・・平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上

### <第2期計画までの進捗状況>

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間一般就労 移行者数 B	3人	6人	8人	9人	9人
倍率 B ÷ A	0.8倍	1.5倍	2.0倍	2.3倍	2.3倍



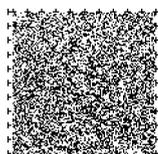
### 3 就労移行支援事業の利用者数

本市では、国および北海道が示した値（平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人が2割以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、26年度末の福祉施設利用者1,915人に対して、目標年度末の就労移行支援事業の利用者数が2.1%の40人になることをめざします。

項 目	数 値	備 考
平成26年度末の福祉施設利用者数 A	1,915人	平成26年度末において福祉施設*を利用する者の数
【平成26年度目標値】 目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	40人 (2.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を使用する者の数 ( )は、Aに対する割合

国および北海道の目標・・・・・・・・平成26年度末における福祉施設の利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用

\* 生活介護，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型，B型）

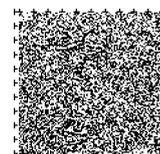


#### 4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

本市では、国および北海道が示した値（平成26年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人が3割）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、26年度末の就労継続支援事業の利用者577人に対して、目標年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数が16.6%の96人になることをめざします。

項 目	数 値	備 考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者 A	96人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者 B	481人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者 C = A + B	577人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【平成26年度目標値】 目標年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 A ÷ C	16.6%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

国および北海道の目標・・・・・・・・平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）を利用



## 第6 サービス量の見込み

---

前計画におけるサービス量の見込みとその実績および本計画におけるサービス量の見込みは以下のとおりです。

- ※ 「月あたり」のサービス量に係る実績は、平成21年度と22年度については年度末、23年度については7月を基準としています。
- ※ 「年あたり」のサービス量に係る実績は、平成23年度については年間見込みとしています。

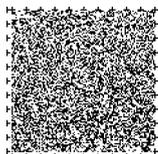
### 1 障がい福祉サービスと相談支援のサービス量の見込み

---

サービス種別ごとの前計画における状況と本計画における見込みは次のとおりです。

#### ■訪問系サービス

- ・ **居宅介護**  
居宅において、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。
- ・ **重度訪問介護**  
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつおよび食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
- ・ **同行援護（平成23年10月～）**  
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ・ **行動援護**  
知的障がいまたは精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ・ **重度障害者等包括支援**  
意思の疎通を図ることが困難で常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護や通所などの複数のサービスを包括的に提供します。



＜実績＞

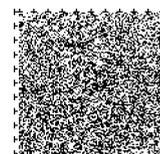
(月あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	時間	3,700	4,105	4,720
実績	時間	2,801	3,599	3,908
居宅介護	時間	2,160	2,870	3,125
重度訪問介護	時間	641	729	777
行動援護	時間	0	0	6
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
差引き	時間	-899	-506	-812

見込量	人	187	214	249
実績	人	193	250	252
居宅介護	人	185	242	242
重度訪問介護	人	8	8	9
行動援護	人	0	0	1
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
差引き	人	6	36	3

実績	人	193	250	252
身体	人	103	139	140
知的	人	27	32	35
児	人	9	12	11
精神	人	54	67	66

- ・ 利用者数は増えているが、利用時間については、主な訪問系サービスである居宅介護の利用者の施設入所や入院等があったことから見込みより下回っている。



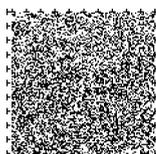
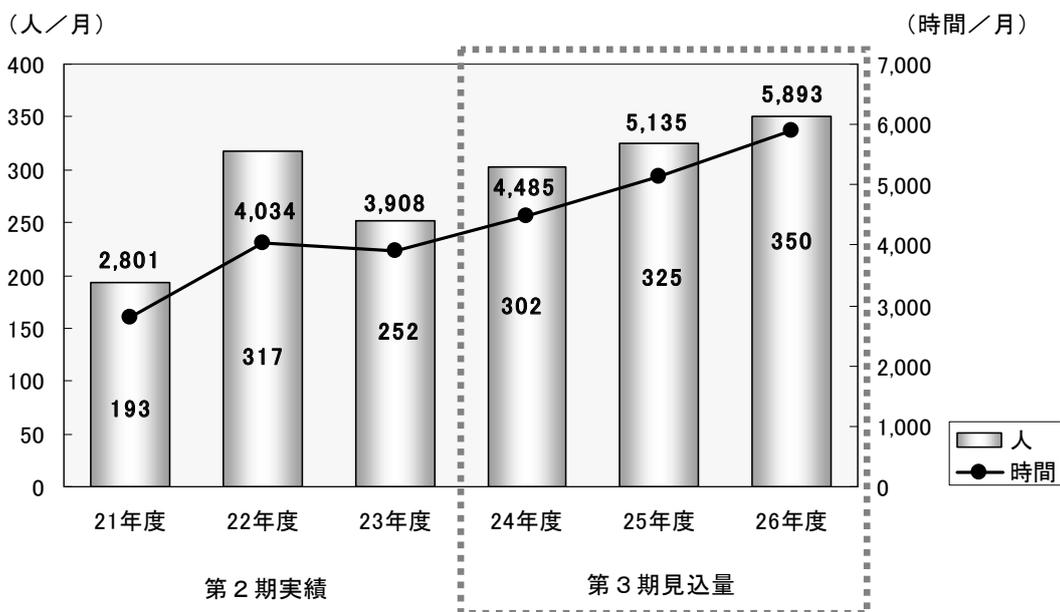
<見込み>

(月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	時間	4,485	5,135	5,893
居宅介護	時間	3,237	3,819	4,508
重度訪問介護	時間	783	806	830
同行援護 【新規事業】	時間	441	486	531
行動援護	時間	24	24	24
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0

第3期見込量	人	302	325	350
居宅介護	人	242	260	280
重度訪問介護	人	9	9	9
同行援護 【新規事業】	人	49	54	59
行動援護	人	2	2	2
重度障害者等包括支援	人	0	0	0

- ・ 地域移行者数の増加により、居宅介護および重度訪問介護の利用が増えると見込まれるため、過去の伸び率を乗じて見込んだ。
- ・ 同行援護事業については平成24年度予算作成時点の対象者をもとに見込み、25、26年度については、過去の移動支援の利用者の増加分を見込んだ。
- ・ 第2期において行動援護の実績はないが、当該事業所が市内に1か所あり、今後の利用が想定されることから2人分を見込んだ。
- ・ 重度障害者等包括支援については、第1期から実績がなく、今後も同様として見込んだ。



## ■日中活動系サービス

### (1) 生活介護

施設において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつおよび食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### <実績> (月あたり)

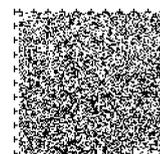
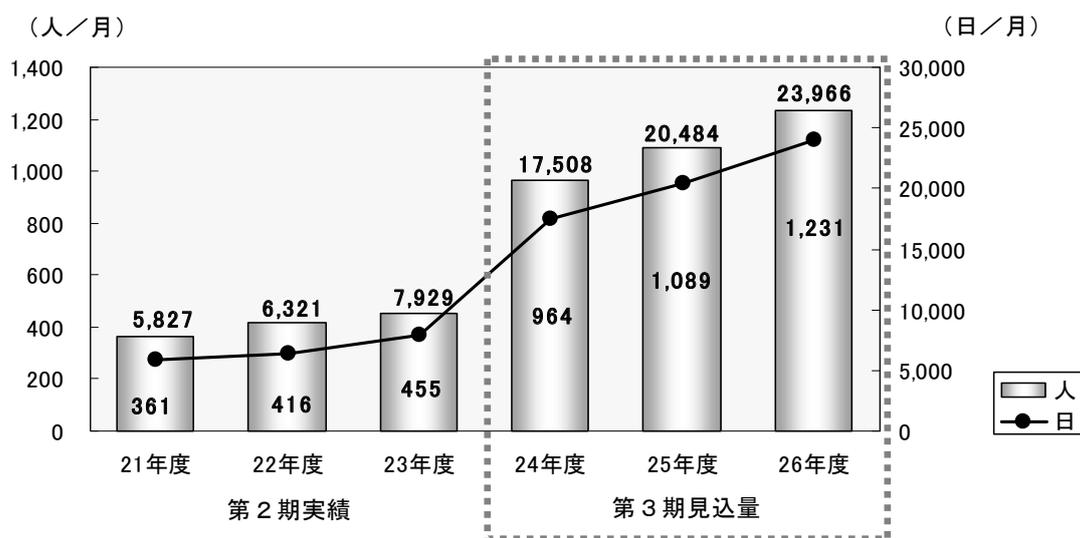
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	250	470	679
	日	4,900	9,740	14,938
実績	人	361	416	455
	日	5,827	6,321	7,929
身体 知的 精神	人	82	72	78
	人	279	344	377
	人	0	0	0
差引き	人	111	-54	-224
	日	927	-3,419	-7,009

- ・ 新体系へ移行していない施設もあることから、実績は人数、日数ともに見込量ほど伸びていない。

#### <見込み> (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	964	1,089	1,231
	日	17,508	20,484	23,966

- ・ 平成24年度の見込量については旧法施設の新体系への移行予定を盛り込み、24年度予算作成時点の利用者の2倍以上とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。



(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

<実績> (月あたり)

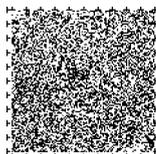
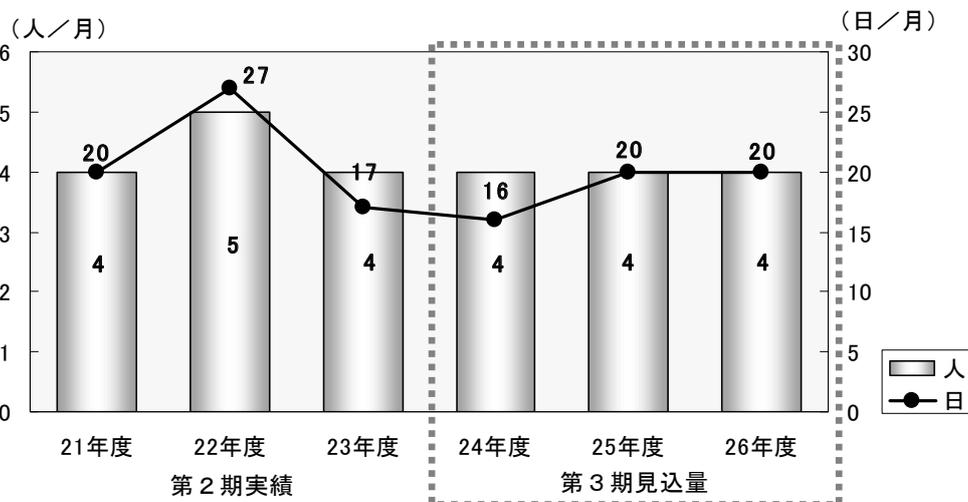
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	6	7	8
	日	132	154	176
実績	人	4	5	4
	日	20	27	17
身体 知的 精神	人	4	5	4
	人	0	0	0
	人			
差引き	人	-2	-2	-4
	日	-112	-127	-159

- ・ 現在、事業所は国立視力障害センターの1か所のみで、対象は東北・北海道としているが、市内の利用者はそれほど多くなく、事業内容が歩行訓練など専門的な訓練のため、1人あたり週に数日しか利用されないものであるとともに、新体系への移行が想定よりも進んでいないこともあり、見込量を大きく下回っている。

<見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	4	4	4
	日	16	20	20

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員および利用日数と同数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については事業内容が歩行訓練など専門的な訓練のため、人員を24年度と同数とし、25年度からは1人あたりの利用日数が増えると想定し、20日分とした。



(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績> (月あたり)

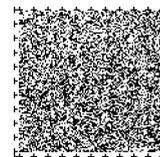
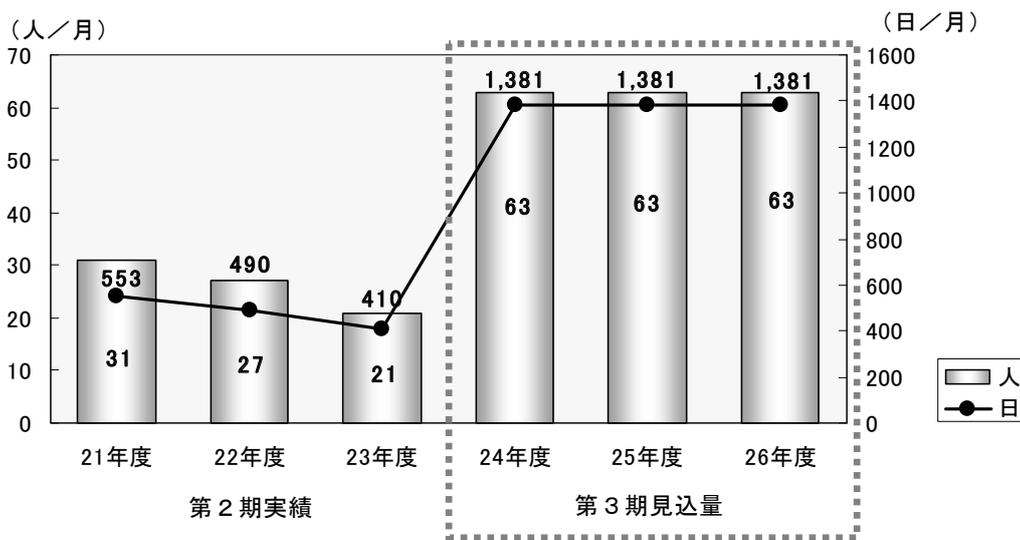
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	40	50	61
	日	880	1,100	1,342
実績	人	31	27	21
	日	553	490	410
身体 知的 精神	人	0	0	0
	人	31	27	20
	人	0	0	1
差引き	人	-9	-23	-40
	日	-327	-610	-932

- ・ 地域生活での自立をめざすための訓練の場として利用されるものであるが、新体系への移行が想定よりも進んでいないこともあり、見込量を大きく下回っている。

<見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	63	63	63
	日	1,381	1,381	1,381

- ・ 平成24年度の知的分の見込量については24年度予算作成時点の実人員に新規開設事業所の利用人員分を加え、日数は平均利用日数とした。
- ・ 平成24年度の精神分の見込量については新体系への移行予定分（宿泊型自立訓練を含む）に、既支給決定者を加えたものとした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の実績を勘案し、24年度と同数とした。



#### (4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に要する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### <実績> (月あたり)

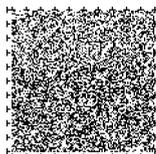
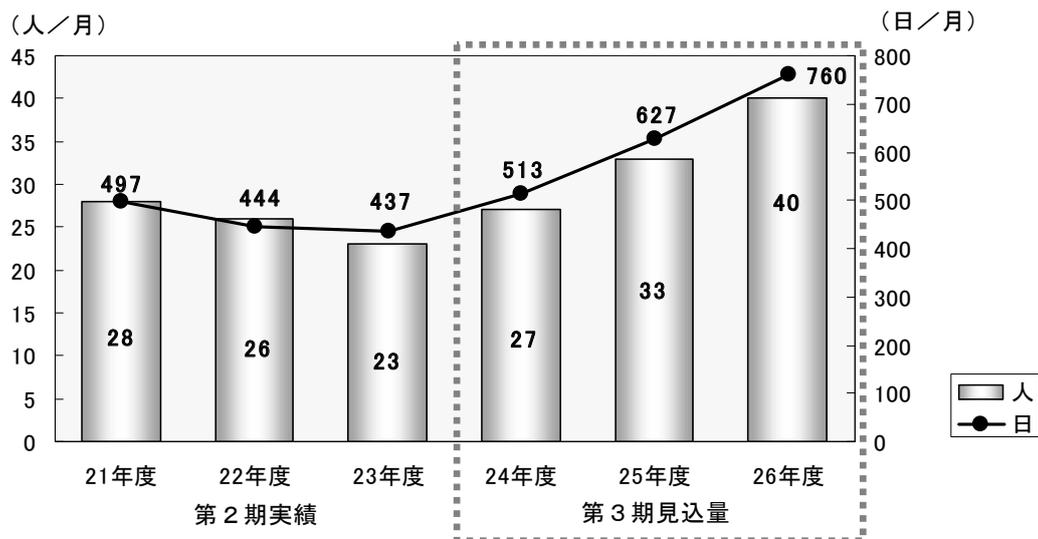
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	46	47	49
	日	1,012	1,034	1,078
実績	人	28	26	23
	日	497	444	437
身体 知的 精神	人	4	3	5
	人	24	23	18
	人	0	0	0
差引き	人	-18	-21	-26
	日	-515	-590	-641

- ・ 就労をめざすための訓練の場としての需要があり、定員をほぼ満たして利用されているが、新体系への移行が想定よりも進んでおらず、事業所数が増えていないため、見込量ほど伸びていない。

##### <見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	27	33	40
	日	513	627	760

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用日数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については事業者の移行予定分を反映したものととした。



(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んで働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とは雇用型のことをいいます。

＜実績＞ (月あたり)

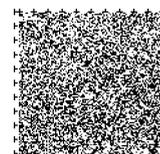
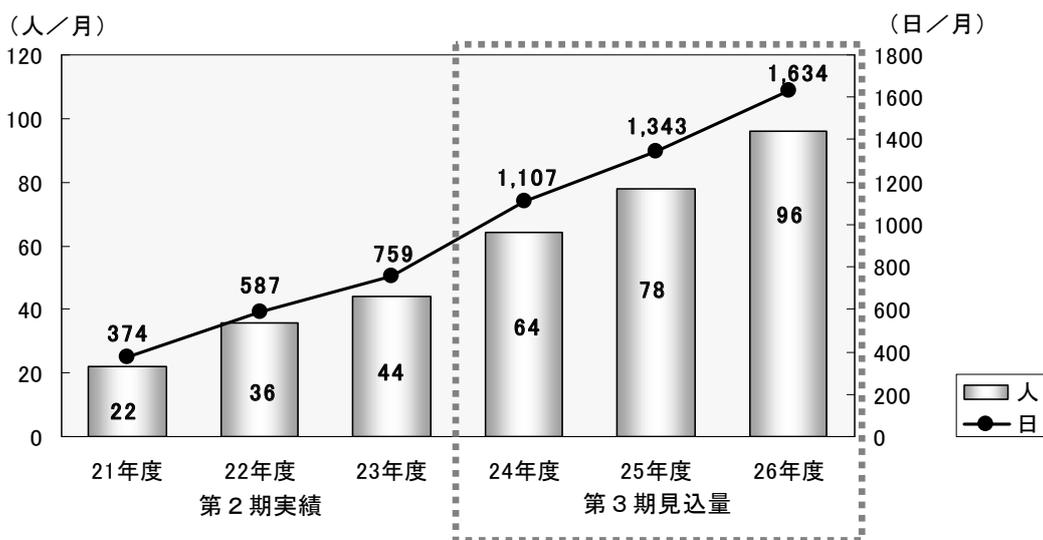
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	25	30	46
	日	550	660	1,012
実績	人	22	36	44
	日	374	587	759
身体 知的 精神	人	8	7	12
	人	10	17	18
	人	4	12	14
差引き	人	-3	6	-4
	日	-176	-73	-253

- ・ 利用人数は見込量と同程度であるが、利用日数は新体系への移行が想定よりも進んでいないことや、実利用日数に個人差があることから見込量ほど伸びていない。

＜見込み＞ (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	64	78	96
	日	1,107	1,343	1,634

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用日数に、主に精神障がいのある人が利用する施設の新規予定分を加えたものとした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。



(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。B型とは非雇用型のことをいい、雇用契約は結びません。

<実績> (月あたり)

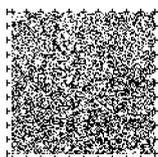
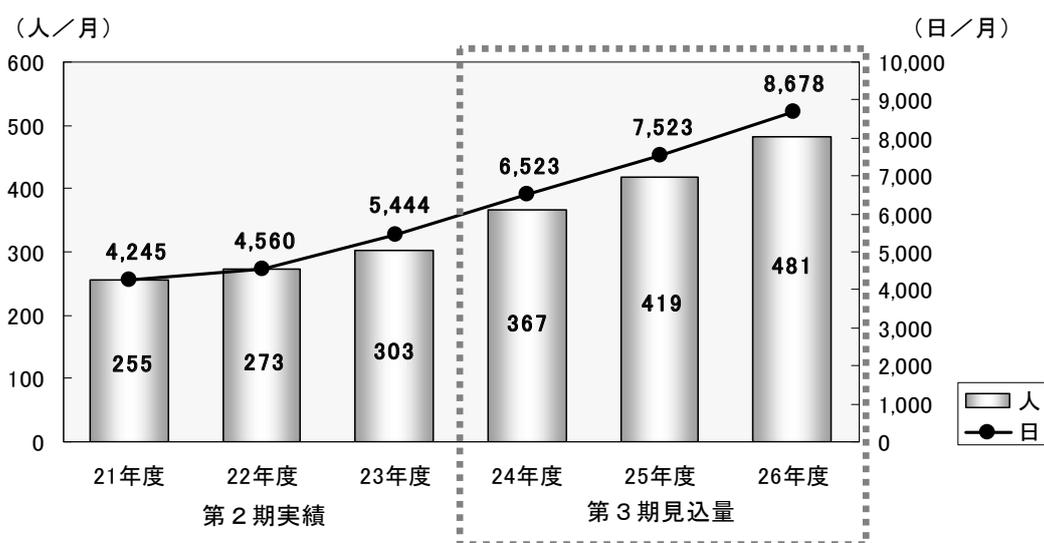
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	230	270	340
	日	5,060	5,940	7,480
実績	人	255	273	303
	日	4,245	4,560	5,444
身体 知的 精神	人	30	30	32
	人	215	229	253
	人	10	14	18
差引き	人	25	3	-37
	日	-815	-1,380	-2,036

- ・ 利用人数は見込量と同程度であるが、利用日数は新体系への移行が想定よりも進んでいないことや、実利用日数に個人差があることから見込量ほど伸びていない。

<見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	367	419	481
	日	6,523	7,523	8,678

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用日数に、主に精神障がいのある人が利用する施設の新体系への移行予定施設分と新規予定分を加えたものとした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。



## (7) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理下での介護および日常生活の世話をを行います。

### <実績> (月あたり)

区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	5	6	7
実績	人	5	5	5
差引き	人	0	-1	-2

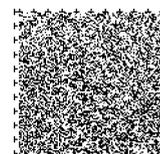
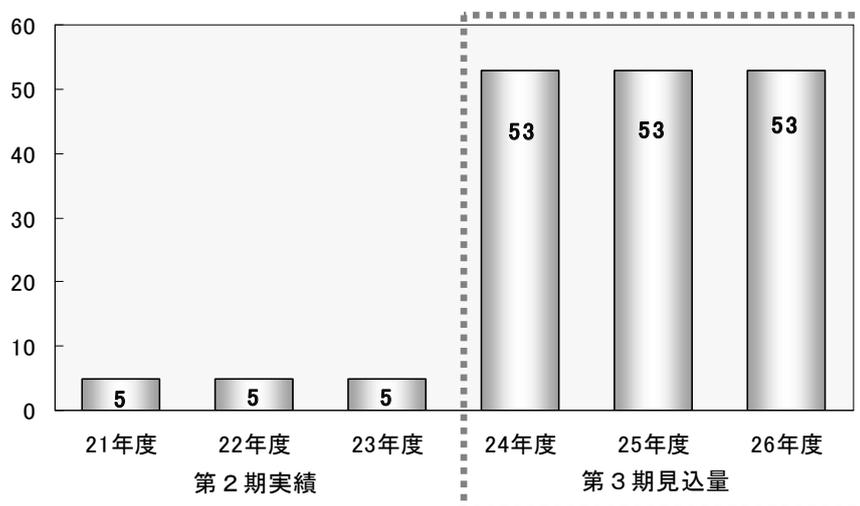
- ・ 現在，事業所は国立病院機構八雲病院の1か所のみ。
- ・ この事業は，長期の入院による医療的ケアをしながら，常時の介護を必要とする障害程度区分5以上の重症心身障害者など，対象者が限定されているため，利用者数に大きな増減はないものである。

### <見込み> (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	53	53	53

- ・ 平成24年度の見込量については24年度から児童福祉法の改正によって，18歳以上の重症心身障害児施設入所者が移行するため，その分を24年度予算作成時点の人員に加えたものとした。
- ・ 平成25，26年度の見込量については事業の内容から対象者が限定されているため，24年度と同数とした。

(人/月)



(8) 短期入所

在宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所する障がいのある人に、入浴、排せつおよび食事の介護等を行います。

<実績> (月あたり)

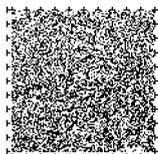
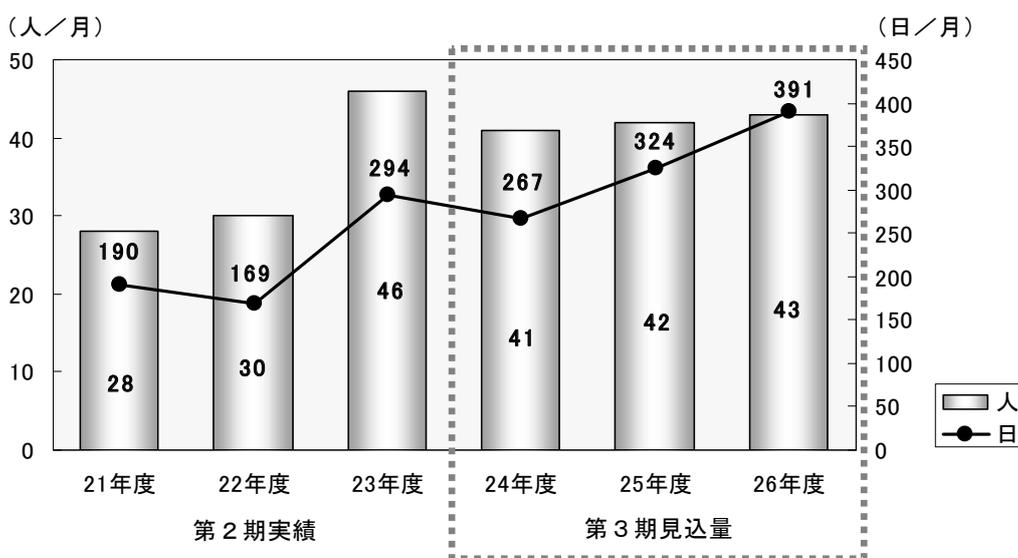
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	70	113	156
	日	170	205	244
実績	人	28	30	46
	日	190	169	294
身体 知的 精神	人	8	8	11
	人	19	20	33
	人	1	2	2
差引き	人	-42	-83	-110
	日	20	-36	50

- ・ 緊急時等に利用する事業であるため、支給決定者は多いものの、実際には利用に至らない場合が多く、利用人数の実績は見込量を下回っている。

<見込み> (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	41	42	43
	日	267	324	391

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用日数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の実績を勘案し、身体・知的分の人員は24年度と同数、利用日数は過去の伸び率を乗じたものとし、精神分の人員は毎年1人ずつを加えたものとした。



## ■ 居住系サービス

### (1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

- ・ **共同生活援助**  
夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・ **共同生活介護**  
夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつおよび食事の介護や日常生活上の世話をします。

#### <実績> (月あたり)

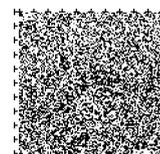
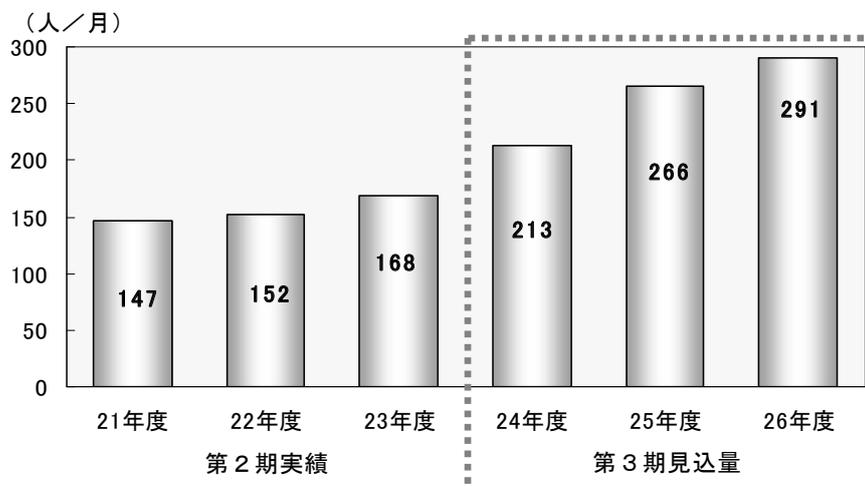
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	150	191	229
実績	人	147	152	168
知的	人	112	118	132
精神	人	35	34	36
差引き	人	-3	-39	-61

- ・ 障害者支援施設等によるバックアップ体制などの課題が考えられ、事業所の整備数が想定よりも進んでいないため、見込量ほど伸びていない。

#### <見込み> (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	213	266	291

- ・ 平成24年度の利用見込量については24年度予算作成時点の実人員に新規開設事業所の利用人員分を加えたものとした。
- ・ 身体・知的分の平成25、26年度見込量については過去の実績を勘案し、伸び率を乗じたものとした。
- ・ 平成25年度の精神分の見込量については24年度予算作成時点の実人員に新規開設事業所の利用人員分を加えたものとし、26年度見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。



## (2) 施設入所支援

施設の入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護のほか、相談および助言その他の日常生活上の支援を行います。

### <実績> (月あたり)

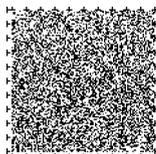
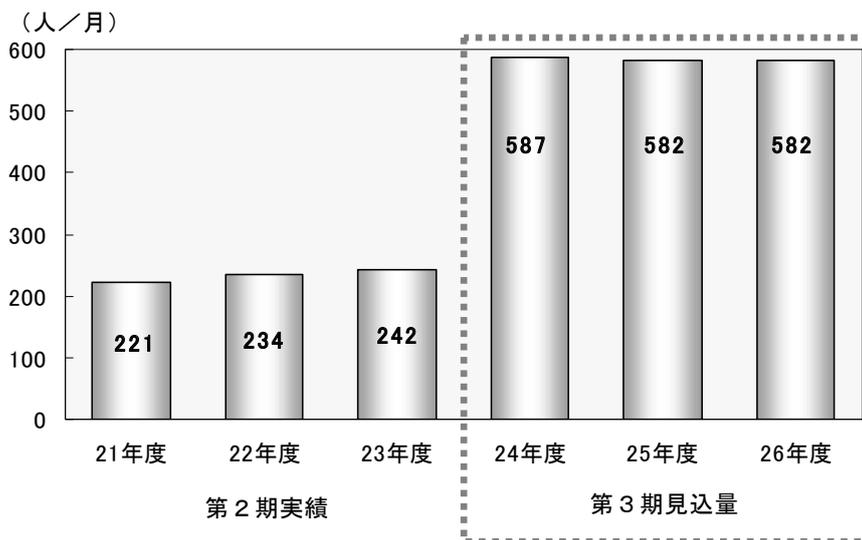
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	137	213	576
実績	人	221	234	242
身体	人	12	20	20
知的	人	208	214	222
精神	人			
差引き	人	83	21	-334

- ・ 旧体系から新体系への移行が進んでいないため、見込量を大きく下回っているが、経過期間が終了となる平成23年度末までには、新体系への移行に伴って実績は増加するものとする。

### <見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	587	582	582

- ・ 平成24年度の利用見込量については24年度予算作成時点の実人員に施設の新体系移行分を加えたものとした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については25年度に定員削減を予定する事業所分を反映したものとした。



## ■相談支援

### (1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

#### <実績> (月あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	10	60	179
実績	人	0	0	0
差引き	人	-10	-60	-179

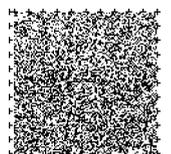
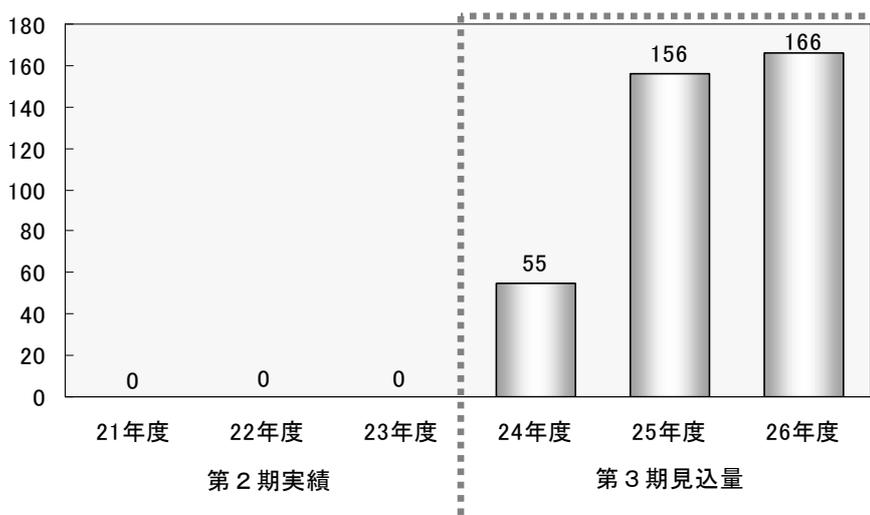
- このサービスの利用にあたっては、障害程度区分や複数のサービス利用に係る調整が困難であることなどの一定の条件があり、これまでは、それらの条件を満たす該当者がいなかったため、実績がない。

#### <見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	55	156	166

- 法改正により対象者が大幅に拡大されるため、利用者は増加すると考える。
- 平成24年度の身体・知的分の見込量については過去の新規の支給申請の状況を勘案したものとし、25、26年度の見込量については新規支給申請者のほか障がい福祉サービス支給決定者のサービス利用計画を3年間で作成するものとした。
- 平成24年度の精神分の見込量についても過去の新規の支給申請の状況を勘案したものとし、25、26年度の見込量については新規支給申請者のほか障がい福祉サービス支給決定者のサービス利用計画を3年間で作成するものとした。

(人/月)



## (2) 地域移行支援【新規事業】

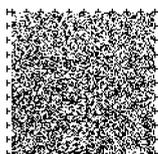
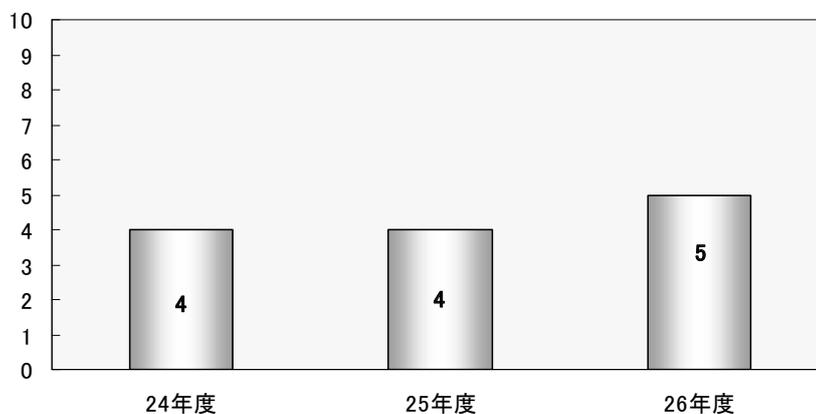
障害者支援施設や精神科病院を退所・退院される予定の障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備等の入居支援や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

＜見込み＞ (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	4	4	5

- ・ 平成24年度以降の身体・知的分の見込量については過去の対象者の相談状況を勘案し各年度2人とした。
- ・ 精神分の見込量については北海道の退院促進事業の実績を勘案して平成24、25年度を各2人とし、26年度は3人とした。

(人/月)



### (3) 地域定着支援【新規事業】

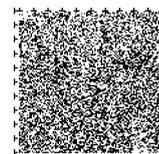
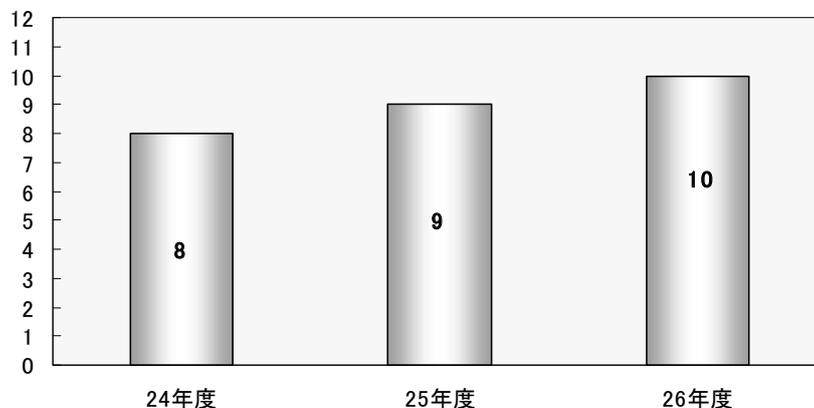
地域移行後に独居など地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

＜見込み＞ (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	8	9	10

- ・ 平成24年度以降の身体・知的分の見込量については24時間体制の支援に必要な人員と過去の対象者の相談状況を勘案し各年度1人とした。
- ・ 平成24年度の精神分の見込量については北海道の退院促進事業の実績を勘案して7人とし、25、26年度の見込量については毎年1人ずつを加えたものとした。

(人/月)



## 2 地域生活支援事業のサービス量の見込み

サービス種別ごとの前計画における状況と本計画における見込みは次のとおりです。

### ■ 必須事業

#### (1) 相談支援事業

##### ア 障害者相談支援事業

障がいのある人やその保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うほか、必要な援助を行います。

＜実績＞ (年あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	か所	2	2	2
実績	か所	2	2	2
差引き	か所	0	0	0

- これまでの利用実績を勘案し、現在2か所で必要な支援を行っており、事例検討会の開催等により、市と連携を図っている。

＜見込み＞ (年あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所	2	4	4
基幹相談支援センターの設置の有無	有無	無	無	有

- 平成24年度までは現在の事業者を引き続き事業を委託すると想定し、24年度予算作成時点と同数としたが、25年度にはサービス利用計画を作成するため新たに開設する事業所が2か所増加すると見込んだ。
- 基幹相談支援センターについては法改正により設置可能となったことから、平成26年度の設置に向け、事業者や関係機関と協議していく。

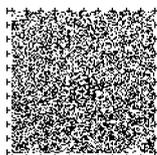
##### イ 市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的な職員を配置し、相談支援事業の機能を強化します。

＜実績＞ (年あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	か所	2	2	2
実績	か所	2	2	2
差引き	か所	0	0	0

- これまでの利用実績を勘案し、現在2か所で必要な支援を行っている。



＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所	2	2	2
実施の有無	有無	有	有	有

- ・ 現在の体制で必要な支援を行っている実績を踏まえ、箇所数については継続し、引き続き相談支援体制の充実を図る。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がいがあることにより、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、親族等がないなどの一定の要件を満たす場合に、申立ての支援などを行います。

＜実績＞ (年あたり)

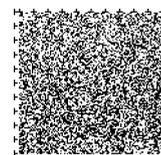
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	件	2	2	2
実績	件	2	1	2
差引き	件	0	-1	0

- ・ 成年後見制度自体は利用されているが、親や親族が後見人となる場合が多く、当事業の利用には至らないものが多い。

＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	件	5	8	11

- ・ 平成24年度の知的分の見込量については過去の利用実績に新規分を加えて2件とした。
- ・ 平成25、26年度の知的分の見込量については利用対象者が拡大されることから、毎年2件ずつを加えたものとした。
- ・ 精神分については平成24年度からの制度改正により対象者の範囲が拡大するため、24年度の見込量を3件とし、それ以降については毎年1人ずつを加えたものとした。



### (3) コミュニケーション支援事業

#### ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能および音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある、聴覚障がいのある人等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

##### <実績> (年あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	103	116	130
	件	1,823	1,856	1,890
実績	人	125	123	120
	件	1,895	1,871	1,846
差引き	人	22	7	-10
	件	72	15	-44

- ・ 聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として需要は多く、見込量と同等もしくはそれを超える利用がある。

##### <見込み> (年あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	120	120	120
	件	1,848	1,885	1,923

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と広域派遣分を加えた利用件数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。

#### イ 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能および音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある、聴覚障がいのある人等のために専任手話通訳者を配置します。

##### <実績> (年あたり)

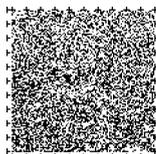
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	2	2	2
実績	人	2	2	2
差引き	人	0	0	0

- ・ これまでの利用実績から、現在2か所（障害福祉課、亀田福祉課）に手話通訳者を配置しており、手話を必要とする聴覚障がいのある人からの相談の際に活用されている。

##### <見込み> (年あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
第3期見込量	人	2	2	2

- ・ 今後も必要な事業であり、過去の実績を勘案し現状の箇所数と配置人数で継続する。



## (4) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人等に対し、日常生活の便宜や福祉の増進を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。

## &lt;実績&gt;

(年あたり)

区 分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量計	件	6,299	6,724	7,150
実績計	件	5,942	6,170	6,268
介護・訓練支援用具	見込	8	7	7
	実績	10	11	9
自立生活支援用具	見込	129	139	148
	実績	45	85	128
在宅療養等支援用具	見込	58	61	64
	実績	14	24	19
情報・意思疎通支援用具	見込	184	196	208
	実績	64	137	115
排泄管理支援用具	見込	5,906	6,306	6,706
	実績	5,803	5,905	5,996
居宅生活動作補助用具	見込	14	15	17
	実績	6	8	1
差引き	件	-357	-554	-882

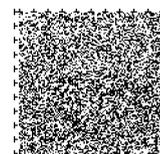
- ・ 見込量ほど実績はなかったが、必要に応じた給付を行い、利用実績としては増加傾向にある。

## &lt;見込み&gt;

(年あたり)

区 分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量計	件	6,390	6,683	7,044
介護・訓練支援用具	件	7	7	7
自立生活支援用具	件	102	174	298
在宅療養等支援用具	件	24	33	45
情報・意思疎通支援用具	件	99	125	158
排泄管理支援用具	件	6,150	6,335	6,525
居宅生活動作補助用具	件	8	9	11

- ・ 平成24年度の見込量については23年度決算見込と同数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。



## (5) 移動支援事業

移動が困難な障がいのある人に対し、外出時の移動を支援します。

### <実績> (月あたり)

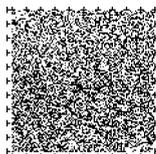
区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	96	131	163
	時間	966	1,010	1,054
実績	人	86	87	98
	時間	841	887	964
身体 知的 精神	人	41	40	45
	人	45	47	53
	人	0	0	0
差引き	人	-10	-44	-65
	時間	-125	-123	-90

- ・ 利用実績として近年は利用者数，利用時間ともに知的障がいのある人が多い傾向にあり，これは知的障がいのある人による社会参加のための利用が多くなったものと考えられる。
- ・ 視覚障がいのある人については，平成23年10月から障害者自立支援法の改正による同行援護事業に移行する。

### <見込み> (月あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	48	48	48
	時間	249	253	258

- ・ 平成24年度の見込量については障害者自立支援法の改正による同行援護事業に移行した利用者数分を減少させた24年度予算作成時点の見込数と同数とした。
- ・ 平成25，26年度の見込量については過去の伸び率を乗じたものとした。
- ・ 精神分については，第1期から実績がなく，今後も同様として見込んだ。



## (6) 地域活動支援センター

障がいのある人の地域生活を支援するため、通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流の促進等の日中活動の場を提供します。

### <実績> (月あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	か所	12	11	11
	人	254	250	260
実績	か所	13	11	11
	人	278	246	250
身体 知的 精神	人	50	32	35
	人	41	22	21
	人	187	192	194
差引き	か所	1	0	0
	人	24	-4	-10

- ・ 平成22年度に就労継続支援事業（B型）に2か所移行したため、その分利用者数も減少している。

### <見込み>

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量 (月あたり)	か所	11	11	11
	人	235	235	235
1日あたりの 平均利用者数	人	77	77	77

- ・ 平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用日数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については現時点で新体系への移行が未定であることから24年度と同数とした。
- ・ 1日あたりの平均利用者数については平成22年度の実利用者数から算出し、24年度以降についても同程度で推移するものと想定し22年度と同数とした。



(7) 障害児等療育支援事業

障がい児等の地域生活を支えるため、療育に関する相談・支援、および地域の施設等に対する専門的な相談・支援を行います。

＜実績＞ (年あたり)

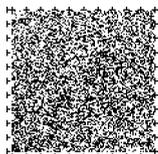
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	か所	1	1	1
実績	か所	1	1	1
差引き	か所	0	0	0

- ・ 現在1か所が設置され、市および北海道が事業を委託している。
- ・ 幼児期、学齢期の児童を中心に様々な相談に専門的な視点から対応するなど、地域の療育機関の中心として存在している。

＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所	1	1	1

- ・ 平成24年度以降の見込量については過去の実績を勘案し23年度と同数とした。



## ■任意事業

### (1) 福祉ホーム

地域生活を支援するため、住居を必要とする人に、低額な料金で居室、その他の設備および日常生活に必要な便宜を提供します。

#### <実績> (月あたり)

区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	か所	1	1	1
	人	14	14	14
実績	か所	1	1	1
	人	13	14	13
差引き	か所	0	0	0
	人	-1	0	1

- ・ 精神障がいのある人を対象とする定員15人の施設である。
- ・ 入居者の変更はあるが、退居者と入居希望者が同程度で推移しており、ほぼ計画どおりとなっている。

#### <見込み> (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所	1	1	1
	人	15	15	15

- ・ 平成24年度の見込量については新規の開設予定がないことから現事業所の定員数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の実績を勘案して、24年度と同数とした。

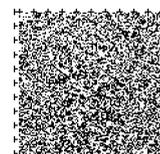
### (2) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難で移送に耐えられない等の事情のある在宅の身体障がいのある人に、訪問による入浴サービスを提供します。

#### <実績> (年あたり)

区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	8	8	8
	回	250	250	250
実績	人	4	4	4
	回	218	211	235
差引き	人	-4	-4	-4
	回	-32	-39	-15

- ・ 重度の身体障がいのために家庭での入浴および入浴のための移送が困難な人に対象者が限定される事業のため、利用者数に大きな増減はないものである。



＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	4	4	4
	回	228	228	228

- ・ 平成24年度の見込量については23年度の決算見込みと同数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の実績を勘案して、24年度と同数とした。

(3) 日中一時支援事業

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

＜実績＞ (月あたり)

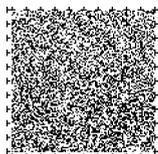
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	55	73	86
	回	187	248	286
実績	人	33	39	46
	回	183	281	266
身体 知的 精神	人	8	5	6
	人	25	34	40
	人			0
差引き	人	-22	-34	-40
	回	-4	33	-20

- ・ 児童の利用が多く、夏休み等の長期休暇時に利用が増加している。
- ・ 平成22年度に当該事業を主に行う事業所が開設したため利用者、利用回数ともに増えている。
- ・ 需要は潜在的にあるものの、利用者の環境の変化に対する抵抗感や送迎手段がないなどの問題等によって利用人数は見込量ほど伸びていない。

＜見込み＞ (月あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	か所	24	25	25
	人	10	12	15
	回	59	97	161

- ・ 箇所数については過去の実績を勘案し平成24年度以降の見込量を23年度と同数とした。
- ・ 平成24年度以降の身体・知的分の見込量については平成24年度予算作成時点の見込量から放課後等デイサービスへの移行対象者分を除き、年間2～3人ずつ加えたものとした。
- ・ 精神分については、平成23年8月から対象となった事業であり、直近の実績がないため平成24年度の見込量を1人とし、それ以降も対象者は増えないと考え24年度と同数とした。



## (4) 生活支援事業（中途障害者生活訓練事業）

身体に中途障がいのある人に対し，自宅内およびその周辺地域等において，歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

＜実績＞ (年あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	1	1	1
実績	人	0	1	3
差引き	人	-1	0	2

- ・ ほぼ見込みどおりの実績となっている。

＜見込み＞ (年あたり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	3	3	3

- ・ 平成24年度の見込量については23年度決算見込みと同数とした。
- ・ 平成25，26年度の見込量については過去の実績を勘案し24年度と同数とした。

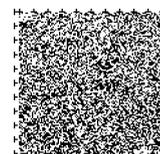
## (5) 点訳奉仕員等養成事業

手話，要約筆記，点訳または朗読に必要な技術等の指導をそれぞれの講習において行い，手話通訳者や要約筆記者，点訳者等を養成します。

＜実績＞ (年あたり)

区分	単位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	350	350	350
実績	人	163	113	270
手話	人	91	65	130
要約筆記	人	35	32	60
点訳	人	18	5	40
朗読	人	19	11	40
差引き	人	-187	-237	-80

- ・ 各講習40人の定員で実施してきたが，点訳については専門的技術を要すること，朗読については他の団体等でも講習を実施していることから，受講者は見込量ほど伸びていない。



＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	270	270	270
手話	人	130	130	130
要約筆記	人	60	60	60
点訳	人	40	40	40
朗読	人	40	40	40

- ・ 平成24年度の見込量については23年度決算見込みと同数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の実績を勘案し24年度と同数とした。

(6) 社会参加促進事業

ア 運転免許取得助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、身体障がいのある人を対象として自動車運転免許の取得に係る費用の一部を助成します。

＜実績＞ (年あたり)

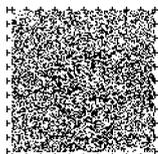
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	5	5	5
実績	人	3	6	5
差引き	人	-2	1	0

- ・ 見込量を下回った年度があるものの、一定のニーズはあるものと考えられる。

＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	5	5	5

- ・ 平成24年度の見込量については23年度決算見込みと同数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については過去の実績を勘案し24年度と同数とした。



## イ 自動車改造助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、重度の身体障がいのある人が自ら所有する自動車を改造した場合に、その費用の一部を助成します。

＜実績＞ (年あたり)

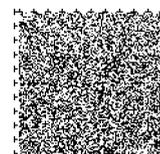
区 分	単 位	21年度	22年度	23年度
見込量	人	8	8	8
実績	人	4	4	5
差引き	人	-4	-4	-3

- ・ 見込量を下回っているものの、一定のニーズはあるものと考えられる。

＜見込み＞ (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	5	5	5

- ・ 平成24年度の見込量については23年度決算見込みと同数とした。
- ・ 平成25, 26年度の見込量については過去の実績を勘案し24年度と同数とした。



### 3 児童福祉法に基づく障がい児支援事業のサービス量の見込み【新規事業】

サービス種別ごとの本計画における見込みは次のとおりです。

#### (1) 障害児計画相談支援

障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。

<見込み> (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	48	121	121

- ・ 児童福祉法改正により新たに実施される事業である。
- ・ 平成24年度の見込量については新規に児童発達支援を利用する者と現在サービスを利用している者のうち必要と思われる人員を見込んだ。
- ・ 平成25、26年度の見込量については事業所の増加も見込まれるため24年度予算作成時点の実人員に新規利用者も加えたものとした。

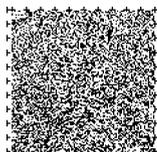
#### (2) 放課後等デイサービス

小・中・高に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育を行います。

<見込み> (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	80	85	88
	回	2,990	3,175	3,286

- ・ 児童福祉法改正により新たに実施される事業で、日中一時支援事業（地域生活支援事業）の一部等が移行し実施する。
- ・ 平成24年度の見込量については、24年度予算作成時点の実人員と利用回数とした。
- ・ 平成25、26年度の見込量については定員増等を反映したものとした。



## (3) 児童発達支援

身体・知的・精神障がい児に対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行います。

## &lt;見込み&gt; (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	79	79	79
	回	18,584	18,584	18,584

- ・ 児童福祉法改正により新たに実施される事業で，障害児通園施設や児童デイサービスが移行し実施する。（障害児通園施設を利用するための窓口は北海道から市へ変更される）
- ・ 市内および近隣市の計4か所の事業所が実施する予定であり，平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用回数とした。
- ・ 平成25，26年度の見込量については定員増や新規開設事業所の予定がないため，24年度と同数とした。

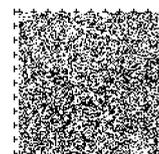
## (4) 医療型児童発達支援

身体・知的・精神障がい児に対し，医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ，児童発達支援及び治療を行います。

## &lt;見込み&gt; (年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	14	14	14
	回	2,832	2,832	2,832

- ・ 児童福祉法改正により新たに実施される事業で，肢体不自由児通園施設が移行し実施する。（肢体不自由児通園施設を利用するための窓口は北海道から市へ変更される）
- ・ 市内1か所の事業所が実施する予定であり，平成24年度の見込量については24年度予算作成時点の実人員と利用回数とした。
- ・ 平成25，26年度の見込量については定員増や新規開設事業所の予定がないため，24年度と同数とした。



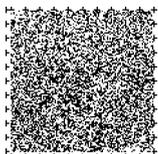
(5) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、障がい児施設の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援も行います。

(年あたり)

区 分	単 位	24年度	25年度	26年度
第3期見込量	人	20	26	26
	回	180	234	234

- ・ 児童福祉法改正により新たに実施される事業である。
- ・ 平成24年度の見込量については、23年度の子ども発達支援事業（市の委託事業）において実施した専門支援（言語聴覚士（S T）等が保育園等に訪問し支援を行う）の実績を反映したものとした。
- ・ 平成25年度の見込量については事業所の増加を見込み、26年度は同数とした。



### 1 関係機関との連携

---

自立支援給付および地域生活支援事業を円滑に実施するためには、障がいのある人と事業者、関係団体等、行政の連携が重要であることから、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

### 2 国や北海道との連携

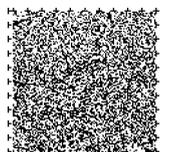
---

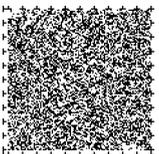
国や北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題を踏まえ、国や北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

### 3 計画の進行管理

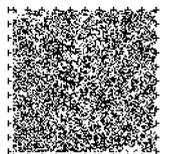
---

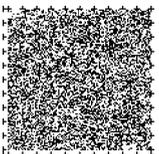
計画の推進にあたっては、函館市福祉計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。





# 【 資 料 編 】





## ○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）

### I 総論

#### 第1 計画策定の趣旨等

##### 1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

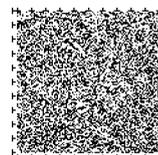
この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組み重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次になる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。



## 2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

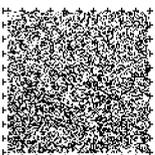
## 3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

## 4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、「てんかんの人および難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害（外傷性、後天性のものを含む）のある人」とします。



## 第4 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

### 2 計画の基本的な方向

#### (1) 地域生活の支援体制の充実

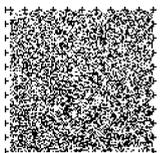
障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

#### (2) 自立と社会参加の促進

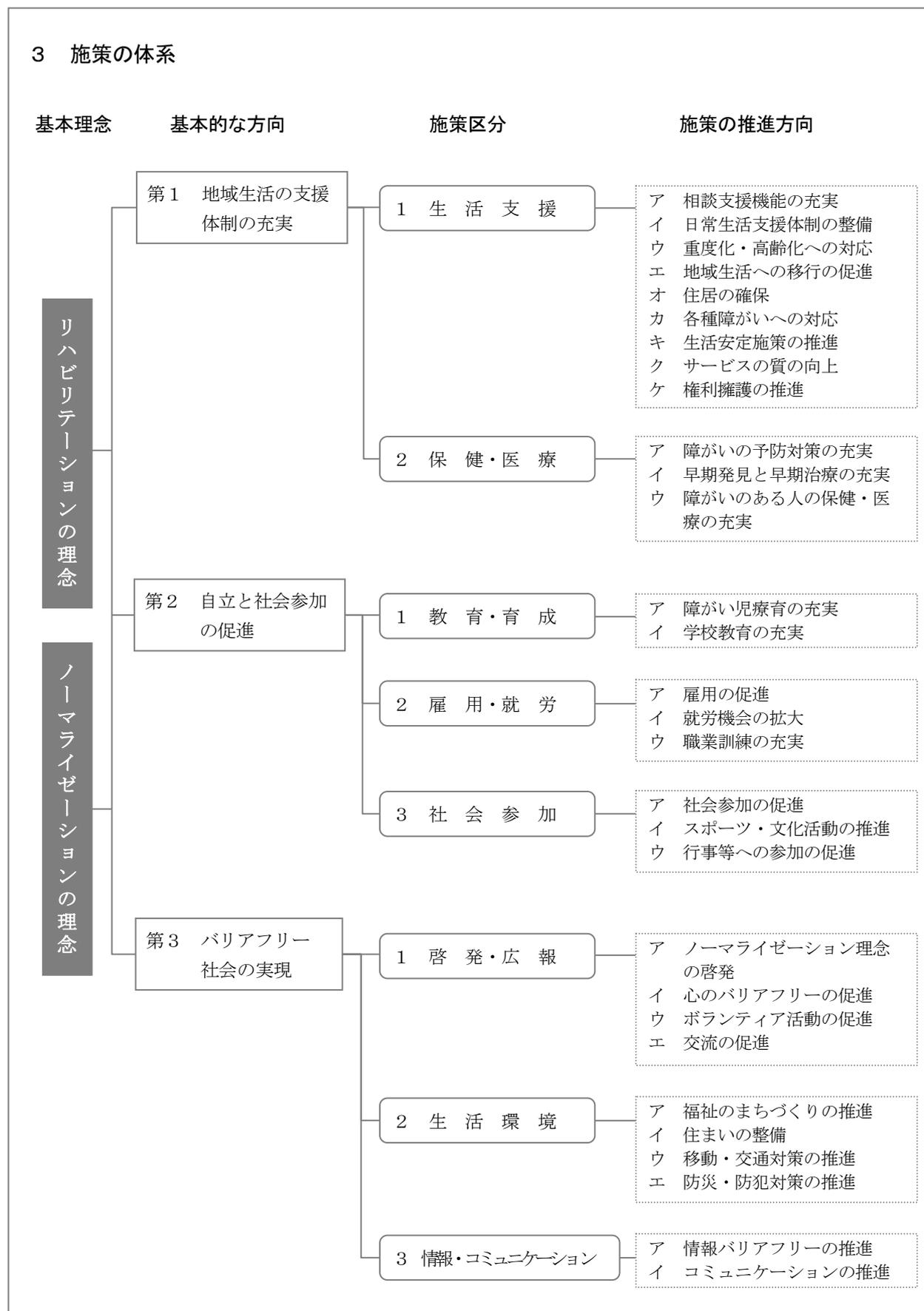
障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

#### (3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。



### 3 施策の体系



## ○ 函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）

### 1 後期推進指針の趣旨等

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えずに「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活するすべての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築を目指す市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進することを目的とします。

### 2 後期推進指針の期間

後期推進指針の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

### 3 後期推進指針の方向

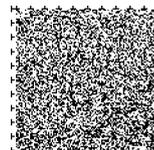
後期推進指針については、計画における基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組み状況から課題をとらえたうえで、次の視点で各種施策を推進していきます。

#### (1) 相談体制の充実と利用の促進

計画で示した主要施策・個別事業については、おおむね順調に推移してきていますが、事業所等が少ないあるいは現行の支援内容では十分な満足が得られないサービスや、内容が十分に周知されていないと思われるサービスなどもあるため、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期のライフステージに応じて適切なサービス利用ができるよう相談体制のさらなる充実や情報の提供を行うとともに、民間事業者とも連携しながら、利用の促進を図っていきます。

#### (2) 地域社会の支え合い

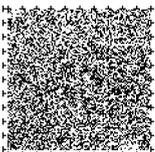
計画では、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することとしており、障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど、行政だけでは十分に対応できないサービスについては、町会、関係団体などの地域社会で支え合い、補完し合いながらノーマライゼーション理念の意識の醸成や環境づくりを推進していきます。



### (3) 地域生活への移行の促進と環境の充実

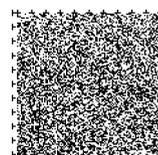
国においては、施設入所者の地域生活への移行を促進していますが、障害福祉サービス等を利用している方（身体・知的・精神）を対象に市が平成22年度に実施した障がい者実態調査でも、多くの方が住み慣れた自宅や地域での生活を望んでいることが明らかとなり、そのため、障がいのある人の自立や家族等への支援が図られるよう、居宅サービスや日中活動サービスのほか、地域での居住の場となるグループホームやケアホームの整備についても、事業者に対して働きかけながら促進していきます。

また、施設のバリアフリー化のほか、教育や就労などのライフステージにおいても、障がいのある人のニーズを踏まえながら各種施策を推進していきます。



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成23年 6 月23日	・ 第 1 回 福祉計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出, 専門委員の指名, ほか】
7 月25日	・ 第 1 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画策定の概要, 策定スケジュール, ほか】
10月19日	・ 第 2 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況, ほか】
11月28日	・ 第 3 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【障がい福祉サービス事業者に対する調査報告, ほか】
12月21日	・ 第 4 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画における数値目標・サービスの見込み・重点的な取組み, ほか】
平成24年 1 月19日	・ 第 5 回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画素案 (たたき台) に係る協議】
1 月24日	・ 第 2 回 福祉計画策定推進委員会開催 【計画素案 (たたき台) に係る協議】
2 月 3 日	・ 政策会議に計画 (素案) の報告, 協議
2 月10日	・ 市議会民生常任委員会に計画 (案) の報告
2 月13日	・ 計画 (案) に対するパブリックコメント (市民意見募集) の実施 (計画 (案) の概要を市政はこだてに掲載, 計画 (案) を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載 ~ 3 月13日)
3 月 8 日	・ 市議会民生常任委員会で計画 (案) の協議



## ○ 函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 函館市における高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）ならびに次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、市の福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち3人は、公募による者とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

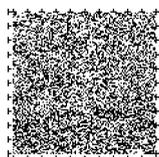
4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

### (部会)

第6条 各種計画の専門的な事項について協議させるため、委員会に次に掲げる部会を置く。

(1) 高齢者部会



(2) 障がい者部会

(3) 次世代部会

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者および特別委員若干人をもって組織する。

3 特別委員は、専門的な識見を有する者の中から、市長が指定する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員および特別委員（以下、これらを「専門委員」という。）の互選によりこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する専門委員が、その職務を代理する。

7 第3条の規定は、特別委員の任期について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

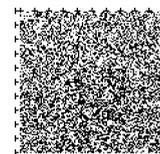
2 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

3 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

4 函館市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱（平成16年4月1日市長決裁）は、廃止する。

5 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に市長が指定する委員および特別委員の任期は、第3条（第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長の指定する日から平成23年3月31日までとする。

6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。



○ 函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿

(平成24年1月24日現在)

■障がい者部会委員 (委員会委員・部会特別委員)

[区分別・五十音順]

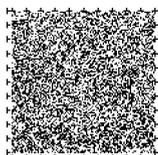
区分	氏名	所属団体等
委員会委員	和泉森太	一般公募
	川越昌彦	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
	河村吉造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
	小祝良介	函館市ボランティア連絡協議会 副会長
	○◇佐藤秀臣	財団法人北海道難病連函館支部 支部長
	佐藤ゆみ子	特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会 理事
	杉野陽一	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
	谷川忍	函館特別支援教育研究会 副会長
	松森美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長
	森谷康文	北海道教育大学教育学部函館校 准教授
部会特別委員	岩城秀之	函館公共職業安定所 主任就職促進指導官
	熊谷儀一	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 理事
	島信一朗	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
	多田祖三	函館市民生児童委員連合会 障害者専門部会長
	本間哲	公益社団法人函館市医師会 副会長

■委員会委員 (障がい者部会委員を除く)

[部会別・五十音順]

区分	氏名	所属団体等
高齢者部会委員	池田延己	函館大妻高等学校 校長
	恩村宏樹	公益社団法人函館市医師会 副会長
	小松洋	社団法人函館薬剤師会 副会長
	佐藤実	函館市町会連合会 常任理事 (保健福祉部長)
	澤田信子	社団法人北海道看護協会 道南南支部 支部長
	田嶋久士	社団法人函館歯科医師会 副会長
	◎谷口利夫	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会 会長
	堀口悦郎	道南地区老人福祉施設協議会 会長
	三谷真理	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会長
	山本秀治	一般公募
次世代部会委員	阿部憲司	函館市中学校長会 事務局長
	岩館満	函館市PTA連合会 常任委員
	数又紀和子	函館市民生児童委員連合会 家庭児童専門部会長
	加納栄利子	一般公募
	亀井隆	函館保育協会 会長
	高田恵美子	函館市学童保育連絡協議会 副会長
	玉利達人	函館市私立幼稚園協会 会長
	中橋弘幸	北海道函館児童相談所 地域支援課長
	○三浦稔	函館大学 非常勤講師
村上典	函館市小学校長会	

※◎印は会長，○印は副会長，◇印は障がい者部会長を示す。



## ○ 用語解説

### [か行]

#### ●学習障害（LD）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す、さまざまな障がいを指すもの。

Learning Disabilities の頭文字。

#### ●グループホーム（共同生活援助）

地域社会のなかにある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が、同居あるいは近隣に居住する世話人から食事の提供、相談その他の日常生活援助を受けながら共同で生活する。

#### ●ケアホーム（共同生活介護）

入浴、排泄または食事その他のサービスにおいて介助が必要な人が共同で生活する。夜間体制においても継続した支援ができる。

#### ●ケアマネジメント

生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するという観点から、ケア計画を作成してサービスを提供する方法。

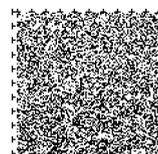
#### ●広汎性発達障がい

自閉症や高機能自閉症、ADHD、アスペルガー症候群など、自閉症に近い特徴をもつ発達障がいの総称。

### [さ行]

#### ●支援費制度

ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで、行政が施設入所・居宅サービスの内容や事業者を決定していた「措置制度」を改め、障がい者が自らサービスを選択し、利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等な関係のもと、契約に基づきサービスを利用する制度。



●自閉症

発達障がいのひとつと考えられており、(1) 社会的な相互交渉の質的な障がい、(2) コミュニケーション機能の質的な障がい、(3) 活動と興味の範囲の著しい限局性、の3つを主徴とする行動的症候群と定義される。

●社会参加促進事業

障がい者が社会の構成員として地域のなかで生活できるよう、また、社会参加を通じて生活の質の向上が図られるよう、必要な社会参加促進施策を実施し、誰もが明るく暮らせる社会づくりの促進を目的とした事業。

●重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

国が、障害者基本計画に基づき、その前期5年間（平成15年度から平成19年度）において、重点的に実施する施策およびその達成目標等を定めたもの。

●障害者基本計画

障害者基本法に基づく障がい者施策に関する長期計画であり、「リハビリテーション」および「ノーマライゼーション」の理念をもとに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた国の計画。

●障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、平成7年度から設けられた。

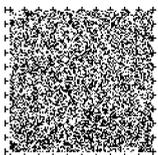
●障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う機関。

●障害者自立支援法

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることをめざし、次の5つをポイントとして、平成18年4月から施行。

- ①障がい者施策の3障がい一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③就労支援の抜本的強化
- ④支給決定の透明化，明確化
- ⑤安定的な財源の確保



## ●新体系への移行について

障害者自立支援法の施行により、それまで身体・知的・精神の障がい種別ごとに提供されていたサービスが、その種別にかかわらず共通の制度により提供されることとなり、それまでの入所・通所施設（旧体系施設）は、新たな事業体系（新体系）に移行することとなっています。

## ●身体障害者手帳

視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体障がい、心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫の機能に永続する障がいがある場合に交付される手帳。その程度により1級から6級までの手帳が交付される。

<障がい等級とその状態（肢体の場合）>

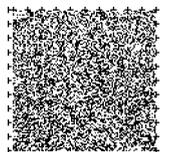
- 1級 両上肢または両下肢の喪失，座位不能
- 2級 両上肢または両下肢の機能障がい，立位不能
- 3級 片上肢の機能障がい，片下肢の機能喪失
- 4級 親指・人差指の機能喪失，片下肢の機能障がい
- 5級 関節の機能障がい，体幹の機能障がい
- 6級 親指の機能障がい，足関節の機能障がい

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。その程度により、1級から3級までの手帳が交付される。

<障がい等級とその状態>

- 1級 精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級 精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



## ●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る。

[た行]

## ●短期入所

介護している家族が病気などのため、障がい児・者が一時的に介護を受けることができないときに、施設等に一時的に入所する制度。ショートステイ。

## ●地域生活支援事業

障がい者等が障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

## ●注意欠陥／多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

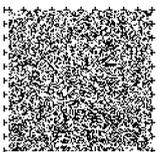
Attention - Deficit /Hyperactivity Disorder の頭文字。

## ●デイサービス

デイサービスセンター等に通所し、創作活動や軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、地域での自立を支援するサービス。入浴や給食、送迎サービスを行っている場合もある。

## ●特別支援教育

特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立った教育体制。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。



## [な行]

### ●難病

一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化するものであるが、現在は、昭和47年の「難病対策要綱」に基づき、難病対策として取り上げるべき疾患の範囲を、二つの点に整理している。

一点目の概念は、原因不明で治療法が未確立であるとともに、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。二点目の概念は、経過が慢性にわたり、経済的にも精神的にも負担が大きい疾病としている。

一点目の概念を中心とした121の疾患が難治性疾患克服研究対象疾患の対象となっており、そのうち国指定45疾病、道指定6疾病（平成17年度）が医療費公費負担制度（特定疾患治療研究事業）の対象に指定されている。

### ●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざすという考え方。

## [は行]

### ●函館市高齢者等保健・医療・福祉計画

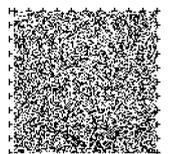
介護保険サービスをはじめとする各種サービス基盤の整備の促進のほか、介護予防や生きがいつくり、社会参加なども含め、今後の市の高齢者対策に係る基本的な方向性を示す計画。

### ●函館市地域福祉計画

福祉サービスの適切な利用の促進や社会福祉事業の健全な発展、福祉に対する市民意識の醸成や地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進に関する方策を、横断的な視点から取りまとめ、各種サービスに係る情報提供や利用にあたっての相談が気軽に行える、地域での温かい人間関係を形づくるため、行政・地域・住民が理念を共有しながら協働して取り組む、共に支え合う地域社会づくりのための、全市民を対象とした計画。

### ●発達障害者支援法

発達障がい者の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障がいを早期に見出し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援等について定め、発達障がい者の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図る法律。



●パブリックコメント

行政が政策等の策定にあたり，市民等から意見を募り，それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

●バリアフリー

高齢者や障がい者の歩行，住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく，動きやすい環境をいう。今日では，物理的な障壁を取り除くことだけでなく，制度的，心理的なものや，情報面の障壁等，障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。

●福祉的就労

授産施設や小規模作業所で働くこと。自立，更生を促進し，生きがいをつくるという意味合いがある。

●福祉ホーム

家庭環境，住宅事情等の理由などにより家族との同居が困難な障がい者が，低額な料金で，居室やその他の設備を利用することができ，日常生活に必要な便宜が受けられる施設。

●北海道障害者基本計画

障害者基本法第9条第2項に基づく都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）であり，また，「第3次北海道長期総合計画」（平成10年度～19年度）の障がい者施策分野における個別計画として位置づけている。

計画期間は，平成15年度から24年度までとなっており，その前半に取り組む重点施策や目標値を示す前期実施計画（平成15年度～19年度）を策定している。

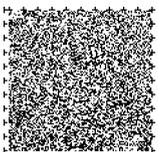
[ら行]

●ライフステージ

人の一生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期，学齢期，青年期，高齢期等。

●リハビリテーション

障がい者の身体的，精神的，社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに，それにとどまらず，障がい者のライフステージのすべての段階において全人的復権に寄与し，障がい者の自立と参加をめざす考え方。

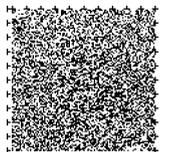


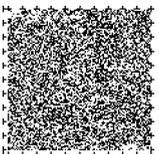
●療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると判断された者に対して交付される手帳。その障がい程度によって、A（重度）またはB（中，軽度）の手帳が交付される。

●レスパイト

介護からの一時的な解放。レスパイトサービス（レスパイトケア）とは、介護者を一時的に介護から解放することにより、心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助のこと。





### 第3期函館市障がい福祉計画

---

---

平成24年3月発行

編集 函館市福祉部 市立函館保健所

印刷 有限会社 共立印刷

問い合わせ先【平成24年4月～】

函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3254 FAX 0138-27-2770

---

---

